

全銀協SDGsレポート2018



Contents

はじめに	4
全銀協における SDGs 推進体制と主な取組項目	6
全銀協の 2018 年度活動状況	10
1 会員銀行の取組み状況の把握、 融資ポリシーの策定に係る各種サポート	10
2 金融経済教育の推進・拡大	13
3 決済高度化、Fintech 等を通じた 顧客利便性向上に資する取組み	18
4 TCFD 提言、および 低炭素問題についての研究、対応	21
5 金融犯罪およびマネー・ローンダリング、 FATF への対応	23
6 女性活躍推進、働き方の改革推進	25
7 人権に関する対応	26
8 地域経済の活性化、地方創生への取組み	29
9 高齢者等さまざまな利用者に対する 金融アクセス・サービスの拡充等	30



会員銀行の取組み 32

1 金融経済教育に関する取組み 33

5 高齢者等対応に関する取組み 41

2 環境に関する取組み 34

6 貧困問題・福祉に関する取組み 42

3 ジェンダー平等の推進に関する取組み 38

7 ESG 融資・地方創生に関する取組み 44

4 人権に関する取組み 40

8 行内への SDGs 浸透に向けた取組み 46

有識者コラム 47

はじめに

デジタル化の進展や世界的な高齢化による社会構造の変化、また、それに伴うニーズや価値観の変容など、世界は今、あらゆる局面で大きな転換期にあります。こうした時代の転換期に当たり、私達銀行は、「社会的課題の解決」を発想の原点にして、存在意義を見つめ直さなければなりません。

2015年9月の「国連持続可能な開発サミット」において採択されたSDGs（持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals）は、「誰一人取り残さない」をスローガンに、2030年までに持続可能な社会の実現を目指す17の目標です。国連に加盟する国だけではなく、企業を含む民間セクターも主要な実施主体に位置付けられ、わが国においても政府や多くの企業等において取組みが進められています。

全銀協においても、中長期的な視点において取組みを一層強化するべく、2018年3月に、銀行役職員の行動・倫理規範である「行動憲章」を改定し、持続可能な社会の実現や社会的課題の解決に向けた取組み、期待される役割等を明確化しました。併せて、SDGsに関する推進体制を整備して、SDGsの各目標に関連付けて主な取組項目を決定しました。

私達は、今年度を「社会的課題の解決に貢献する一年」と位置付け、具体的な取組みを進めてきました。その成果の一つとして、この1年間の活動実績等を「全銀協SDGsレポート」として取りまとめて新たに発行することとしました。

SDGsは、持続可能な社会を実現するうえで私達人類に課された世界共通の課題・目標であり、その17番目の目標に、「パートナーシップ」というキーワードがあります。SDGsの底流には多様な主体が連携することで初めて、持続可能な社会を実現することができるという考え方があると理解しています。私達銀行には社会を変える大きな力があります。「負わされる負担」ではなく「担うべき責任」として、銀行が世の中の結節点となり、さまざまなステークホルダーと連携しつつ、社会的課題の解決に向けて大きな役割を果たさなければなりません。それこそが銀行の存在意義であるといえるのではないのでしょうか。

全銀協としても、会員銀行の取組みを精一杯後押ししていく所存です。本レポートの発刊により、銀行界におけるSDGsの取組みにおいて、一層の着意醸成、理解促進等が広がれば幸いです。

2019年3月
一般社団法人 全国銀行協会



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



全銀協における SDGs推進体制と主な取組項目

①経緯等

2015年9月、「国連持続可能な開発サミット」においてSDGs(持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals)が採択され、国連に加盟する全ての国が2016年から2030年までに持続可能な開発のための諸目標の達成に向け行動することを宣言、日本政府においても2016年5月に総理大臣を本部長とする「SDGs推進本部」が設置される等の取組みが進められています。

また、経済界でも、経団連においてSDGsの達成や「Society5.0」の実現に向け、2017年11月に企業行動憲章の改定が行われました。

金融界では、長期的な投資の視点として重要性が増しているESG(Environment(環境)・Social(社会)・Governance(ガバナンス))の課題への取組みに関しても、2015年に年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)が責任投資原則(PRI)に署名したことをきっかけに関心が高まり、議論が活発化しています。

日本の銀行界においては、これまでもお客さまへのサービス提供、社会インフラの一端を担うという点での金融インフラの整備、社会貢献活動の実施等の観点で、さまざまな取組みを行ってきたところですが、さらに中長期的な視点においてSDGsで掲げられている諸課題に対する取組みを強化するため、2018年3月、全銀協におけるSDGsの推進体制およびSDGsの17目標と関連付けた取組項目を決定しました。

②SDGs推進体制

SDGsの課題は非常に多岐に亘るとともに、中長期的に取り組むことが必要です。全銀協のあらゆる検討部会が横断的に関与し、腰を据えた対応を行うべく、全銀協は、企画委員会の傘下に「SDGs/ESG推進検討部会」を設置し、関連する各検討部会(注)と連携しつつ、SDGsに関する全体施策を推進する体制を構築しました。具体的には、SDGs/ESG推進検討部会を中心に、SDGsに関する施策の立案(P)、全般の対応を行いつつ、案件により関連する検討部会に業務を委嘱できる体制(D)とし、進捗状況を定期的に確認・必要な見直しをするとともに(C・A)、年次ベースで総括(PDCAサイクルを回す)することで、刻々と変化する社会情勢や銀行界を取り巻く環境を踏まえ、中長期的にSDGsの課題に取り組むこととしています。

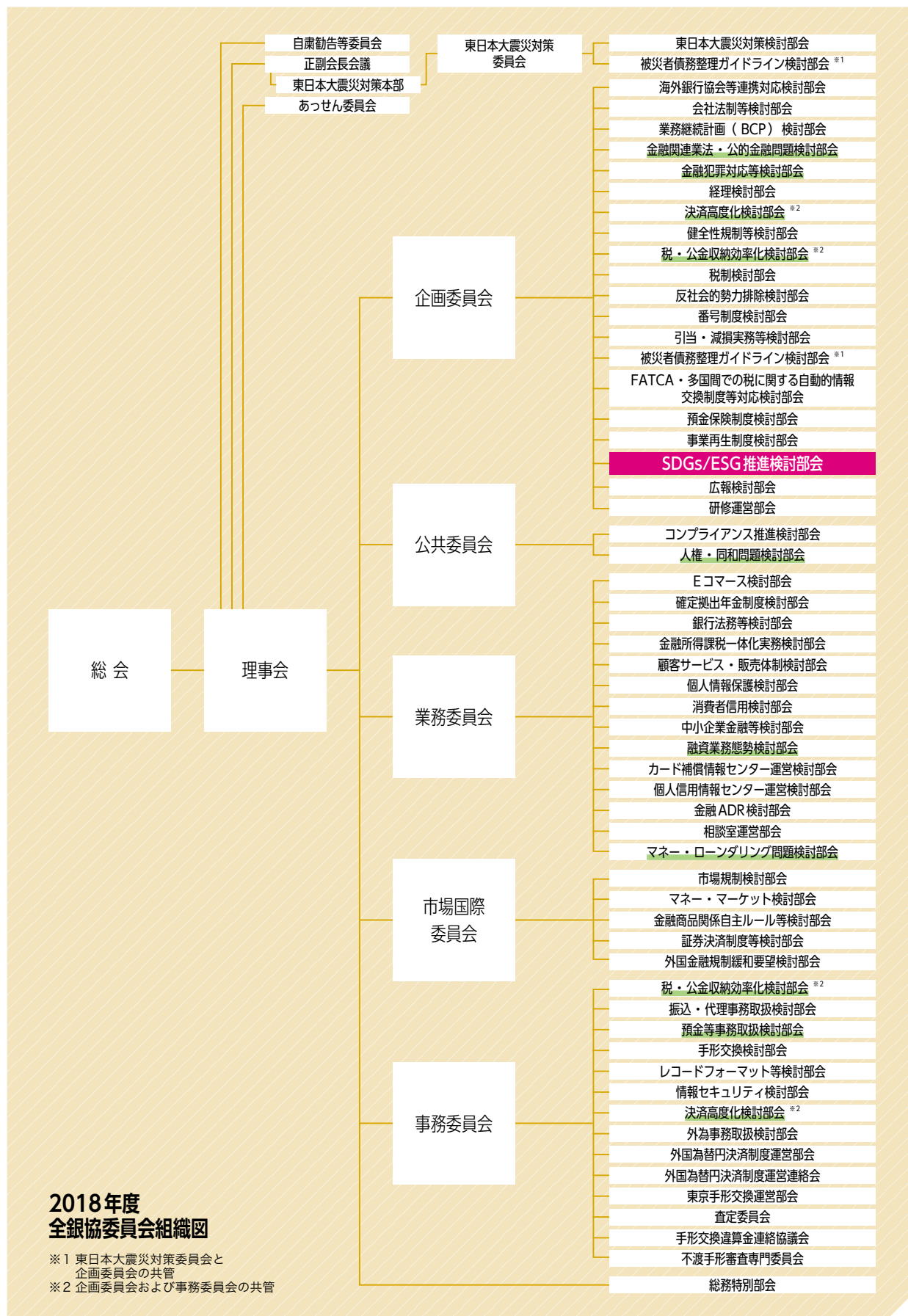
(注) 金融関連業法・公的金融問題検討部会、金融犯罪対応等検討部会、決済高度化検討部会、税・公金収納効率化検討部会、人権・同和問題検討部会、融資業務態勢検討部会、マネー・ローンダリング問題検討部会、預金等事務取扱検討部会 等

③全銀協の主な取組項目

全銀協は、2018年3月の理事会において8つの主な取組項目を決定しました。その後、2018年10月に、超長寿社会の到来等が社会的課題の一つになっている状況を踏まえ、主な取組項目に「高齢者等さまざまな利用者に対する金融アクセス・サービスの拡充等」を新たに掲げる等、必要な見直しを行い、現在は、9つの主な取組項目を掲げ、社会的な課題の解決に向けて銀行界として取り組んでいます。

2018年度 全銀協 SDGs 推進体制

※下線部は関連する検討部会



2018年度 主な取組項目

課題（大項目）	課題（中項目）	2018年度の具体的な取組み
①会員銀行の取組み状況の把握、融資ポリシーの策定に係る各種サポート（共通） 【主担当：SDGs/ESG推進検討部会】	(1)全銀協としての取組み状況の整理・確認（ESGに関するアンケート等） (2)融資ポリシー策定に関する研究・調査等	- ESGに関するアンケート等の実施による会員銀行の取組み状況の把握 - 現行の「CSRレポート」を改編し、「(仮称)SDGsレポート」を作成、公表 - 環境、人権等に関する融資ポリシー策定に関する国内外の事例等の研究、調査等を実施
 ②金融経済教育の推進・拡大（目標④） 【主担当：SDGs/ESG推進検討部会】	金融経済教育の推進・拡大	- 金融経済教育に係るアンケートの実施による会員銀行の取組み状況の把握、公表 - 他金融団体等と連携した共通教材の作成 - 金融経済教育アプリやウェブサイトを通じた若年層に対する活動の強化（マス広告の実施） - どこでも出張講座の継続実施 - 会員銀行の参考となる金融経済教育のモデル事例の検討等
 ③決済高度化、Fintech等を通じた顧客利便性向上に資する取組み（目標⑨） 【主担当：決済高度化検討部会、税・公金収納効率化検討部会】	(1)XML 電文への移行 (2)全銀システム稼動時間拡大 (3)オープン API 推進 (4)手形・小切手機能の電子化に向けた取組みの推進 (5)税・公金収納・支払の効率化の検討	- 全銀EDIシステムの稼動、利活用に向けた周知活動 - 全銀システム稼動時間拡大の実現 「オープンAPI推進研究会」における検討結果の取りまとめ、接続増加に向けた取組み 「手形・小切手機能の電子化促進検討会」の報告書の取りまとめ - 官民での勉強会による検討
 ④TCFD提言、および低炭素問題についての研究、対応（目標⑬） 【主担当：SDGs/ESG推進検討部会】	(1)TCFDの提言を受けた取組みに関する調査 (2)低炭素社会実行計画における目標値の必達	- 国内外の銀行界の取組み事例等の調査等の実施 - 低炭素社会実行計画および循環型社会形成自主行動計画に関するフォローアップ調査の継続実施（会員銀行の電力使用原単位、再生紙および環境配慮型用紙購入率、紙のリサイクル率）

課題（大項目）	課題（中項目）	2018年度の具体的な取組み
 ⑤金融犯罪およびマネー・ローンダリング、FATFへの対応（目標⑩） 【主担当：金融犯罪対応等検討部会、マネー・ローンダリング問題検討部会】	(1)金融犯罪防止に向けた取組み	「インターネット・バンキングのセキュリティ対策に関するアンケート調査」の継続実施 - 振り込み詐欺等撲滅に向けた啓発活動の継続実施
	(2)FATF第4次相互審査への対応	FATFの第4次相互審査対応に向けた会員銀行への周知や対応力強化のサポート、マネロン高度化官民連絡会の開催（会員への適時適切な情報提供、会員銀行の顧客向けの周知広報活動等）
 ⑥女性活躍推進、働き方の改革推進（目標⑤） 【主担当：SDGs/ESG推進検討部会】	女性活躍推進、働き方の改革推進	各会員銀行の取組み事例の展開
 ⑦人権に関する対応（目標⑤、⑩）  【主担当：人権・同和問題検討部会、SDGs/ESG推進検討部会】	人権に関する対応	人権講演会の開催、人権啓発標語の募集、表彰
		障がい者対応等に向けた取組みに関するアンケート調査の継続実施、公表
 ⑧地域経済の活性化、地方創生への取組み（目標⑧） 【主担当：融資業務態勢検討部会】	地方創生の取組み推進	各会員銀行の取組み事例の展開（全国地方銀行協会、第二地方銀行協会の取組みも踏まえ、検討）
 ⑨高齢者等さまざまな利用者に対する金融アクセス・サービスの拡充等（目標⑧） 【主担当：SDGs/ESG推進検討部会、金融関連業法・公的金融問題検討部会、人権・同和問題検討部会、預金等事務取扱検討部会】	高齢者等さまざまな利用者に対する金融アクセス・サービスの拡充等に向けた取組みの推進	認知症サポーター養成講座の継続実施
		関連するテーマの講演会の開催等
		高齢者向けの金融リテラシー教材の継続配付等
		金融審議会（市場ワーキング・グループ）のフォロー等
		「成年後見における預貯金管理に関する勉強会報告書」を踏まえた対応等
		コミュニケーションボードの一層の多言語化に向けた検討等

全銀協の2018年度活動状況

全銀協はSDGsの17目標に関連付けた9つの主な取組項目を踏まえ、2018年度の取組みを推進してきました。各取組みの概要と2018年度の成果等をご紹介します。

1

会員銀行の取組み状況の把握、 融資ポリシーの策定に係る各種サポート



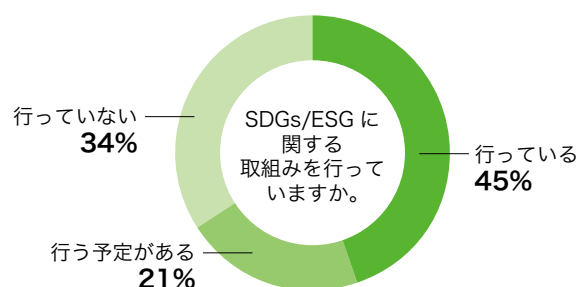
SDGsの17目標の達成に向けた銀行界共通の取組みとして、会員銀行の意識醸成や理解促進を目指して、会員銀行の取組み状況の把握やSDGsに関する各種調査の実施、講演会の開催や会員銀行の取組み事例の紹介を行っています。

① SDGs/ESGに関するアンケート調査

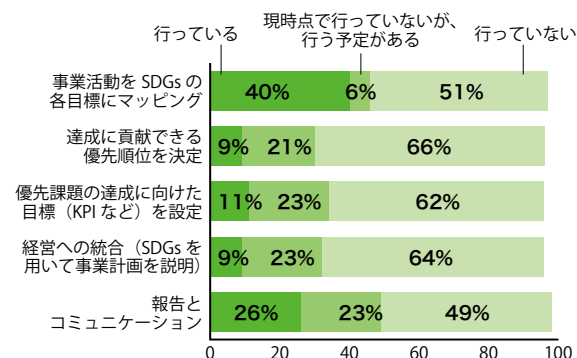
会員銀行の取組み状況等を把握するとともに、その結果の還元による会員銀行の一層の取組み促進を目的として、正会員を対象にSDGsやESGに関する各行の取組みの実態を調査しました。118行から回答があり、その集計結果を正会員へ還元しています。会員銀行のさらなる取組みを支援するため、今後も継続的にアンケート調査を実施する予定です。

2018年度アンケート結果（概要）

- 回答があった118行中53行（45%）がSDGs/ESGに関する取組みを行っており、行う予定があると回答したのは25行（21%）でした。



- SDGs/ESGに関する取組みの状況は以下のとおりです。



- SDGs17目標のうち会員銀行が取り組んでいる目標は以下のとおりです。



②全銀協SDGsレポートの創刊

2007年4月以来、会員銀行のCSRに対する自主的取組みを推進することを目的として「全銀協CSRレポート」を発行してきました。これを発展させ、CSRに留まらず、SDGs/ESGに関する銀行界の取組みについて対外的な発信を強化すること、SDGs/ESGの観点を踏まえた課題に対して会員銀行の理解を深め、自主的取組みの推進を一層支援することを目的等として、「全銀協CSRレポート」を改編し、本「全銀協SDGsレポート」を作成することとしました。

本レポートでは、全銀協の2018年度の主な活動状況についての掲載のほか、会員銀行のSDGsに関する取組み事例、有識者のコラム等を掲載しています。

次年度以降も本レポートを継続的に発行し、銀行界のSDGsに関する取組み等を紹介していくこととしています。

③融資ポリシー策定に関する研究・調査等

近年、金融機関は、自社が直接引き起こす環境・社会問題だけでなく、投融資先を通じて引き起こす問題についても、資金提供者等として社会的責任を一層問われるようになっていきます。また、環境省「ESG金融懇談会」の提言においても「融資においてもESGへの配慮を促していくことが、持続可能で包摂的なESG金融の拡大の鍵となる」とされ、地域企業の競争力や地域社会の持続可能性の向上のために「ESG融資」への取組みが求められるなど、金融機関に対して、規模の大小や国際的な活動の有無に関わらず、環境・社会リスクに配慮した取組み等に対する要請が高まっています。こうした背景から、国内外で、特定業種・セクターに対する融資ポリシーを策定・公表する動きが広がりつつありますが、わが国においては、こうした取組みはまだ一部の銀行に留まっています。

こうした状況を踏まえ、全銀協は、会員銀行の環境・社会への配慮に対する関心や取組みの一助となること等を目的として、環境、人権等に関する融資ポリシー策定についての国内外の事例等の研究、調査を実施し、「融資ポリシー策定に関する研究・調査、およびTCFDの提言を受けた取組みに関する調査」（2019年3月）を取りまとめました。

また、全銀協は、「ESG金融懇談会」や、その提言を受けて設置された「ESG金融ハイレベル・パネル」に出席し、会員銀行の取組み事例の紹介や意見発信等も行いました。

主要行における投融資ポリシー等への取組のご紹介

前頁③の「融資ポリシー策定に関する研究・調査、およびTCFD提言を受けた取組に関する調査」に掲載している、みずほフィナンシャルグループ、三菱UFJフィナンシャル・グループ、三井住友銀行、三井住友トラスト・ホールディングスの石炭火力や兵器に係る投融資のポリシー等をご紹介します。

- みずほフィナンシャルグループは、2018年6月13日に、石炭火力発電や兵器などの業種に対する融資ポリシー（「特定セクターに対する取組方針」）を定めています。
- 「特に留意する主たる取引」に石炭火力発電や兵器等を掲げ、石炭火力発電を資金使途とする与信案件については、主として代替技術と比較した経済合理性等を踏まえて検証のうえ、与信判断を実施、兵器については戦争・紛争における殺傷・破壊を目的とする兵器の製造を資金使途とする投融資等を回避。
- 「禁止する主たる取引」にクラスター弾の製造を行う企業への投融資等を掲げ、公共性や社会的正義、人道上の観点から、クラスター弾の製造を行う企業への投融資等の問題のある取引を行わない。
- 三菱UFJフィナンシャル・グループは、2018年5月15日に、「MUFG環境・社会ポリシーフレームワーク」を制定し、「ファイナンスを禁止する事業」および「ファイナンスに際して特に留意する事業」を定め、対応を明確化しています。
- 「ファイナンスに際して特に留意する事業」の特定セクターに係る項目として石炭火力発電セクターおよびクラスター弾製造セクターを掲げ、石炭火力発電に係る新規与信採上げに際しては、OECD「公的輸出信用アレンジ

メント」等を参考にファイナンスの可否を慎重に検討、クラスター弾製造セクターに関しては、クラスター弾の非人道性を踏まえ、クラスター弾製造企業に対するファイナンスを禁止。

- このほか、「ファイナンスに際して特に留意する事業」について、重大な環境・社会に対するリスクまたは負の影響を認識した場合はファイナンスを実行しないとしている。
- 三井住友銀行は、2018年6月18日に、石炭火力発電所等について、融資ポリシー（事業別融資方針）を制定するとともにクレジットポリシーを改定したことを公表しています。また、兵器等に関しても同社ウェブサイトにおいて対応を公表しています。
- 石炭火力発電所への新規融資は国・地域を問わず超々臨界（蒸気圧240bar超かつ蒸気温593℃以上。または、CO₂排出量が750g-CO₂/kWh未満）およびそれ以上の高効率な案件に限定。
- 非人道性を踏まえクラスター弾製造企業向け与信を禁止。
- その他の殺戮兵器製造にも融資金が用いられないことを確認。
- 三井住友トラスト・ホールディングスは、2018年7月23日に公表した2018年統合報告書において、三井住友信託銀行における石炭火力発電に対するプロジェクトファイナンスやクラスター弾についての方針を明らかにしています。
- 今後新たに建設が検討される石炭火力発電プロジェクトについて原則的に取り組まない。
- 人道上の懸念が大きい武器と認識されているクラスター爆弾を製造する企業への融資は、国内外を問わず行わない。

④ SDGs シンポジウム

環境問題や人権等の社会的課題への対応および女性活躍の推進について、銀行界における機運をさらに高めること等を目的として、11月27日に「SDGsシンポジウム」（以下、シンポジウム）を開催しました（共催：一般社団法人全国地方銀行協会、一般社団法人信託協会、一般社団法人第二地方銀行協会）。

シンポジウムの第1部において、全銀協 藤原弘治会長が「SDGsと金融～銀行界は何をすべきか～」をテーマに、続いてグローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンの後藤敏彦理事が「SDGsとTCFD～銀行界に期待する取組～」をテーマに講演を行いました。また、金融安定理事会が設置した気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）提言に対して、全銀協として賛同する意向を表明しました。

第2部においては、「SDGsにおける課題への取組～人権と女性活躍の観点から～」をテーマに、数本雅子氏（元日本テレビアナウンサー）、山崎和恵氏（三井住友信託銀行人事担当バイバーシティ&インクルージョン推進室長）、秋月弘子氏（亜細亜大学国際関係学部国際関係学科教授）の3名をパネリストとしてお迎えし、パネルディスカッションを実施しました。



2 金融経済教育の推進・拡大



全銀協は従来から、「銀行の役割・機能等の理解促進」および「金融取引に関する意識・知識等の向上」等、金融リテラシー向上を目的とした金融経済教育活動を積極的に行ってきました。

この金融経済教育の意義・目的は、「金融リテラシーの向上を通じて、国民一人一人が、経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくことを可能とするとともに、健全で質の高い金融商品の提供の促進や家計金融資産の有効活用を通じ、公正で持続可能な社会の実現にも貢献していくこと」（金融経済教育研究会報告書（2013年4月））であり、これは「持続可能なライフスタイルの理解」等をターゲットに掲げるSDGsの目標「4. 質の高い教育をみんなに」の達成に寄与するものです。

このため、金融経済教育活動をSDGsの主な取組項目の一つに掲げ、中長期的に取組みを推進・拡充していくこととしています。

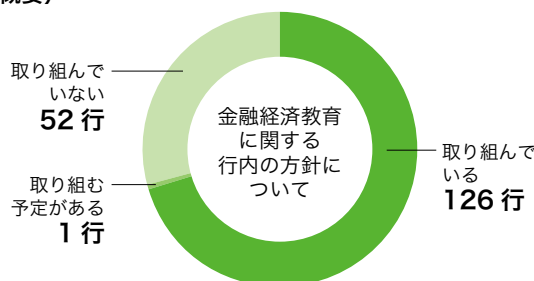
① 金融経済教育に関するアンケート調査

会員銀行における金融経済教育活動に関する取組み状況等を把握し、その結果を還元することにより会員銀行の取組みを一層促進することを目的として、正・準・特例会員を対象にアンケート調査を行いました。179行から回答があり、好事例等を含む集計結果を会員銀行に還元しました。本アンケート調査の結果（概要）は以下のとおりです。

2018年度アンケート調査の結果（概要）

- 金融経済教育に関する実施状況について、回答のあった179行中126行（70％）が金融経済教育を実施している。

- 金融経済教育の具体的活動別の2017年度の実施状況（実施行数、合計回数、合計人数）は以下のとおりであり、約20.8万人に対して実施された結果になりました。



	出張講座	銀行見学	寄附講座	セミナー	イベント	インターンシップ	合計
実施行数	88	104	41	68	75	100	—
合計回数	1,266	2,023	155	7,617	494	715	12,270
合計人数	49,222	28,238	10,368	79,410	19,038	21,787	208,063

- 金融経済教育活動における事例等として以下の回答（抜粋）がありました。
 - ・講義形式だけではなく、楽しみながら学ぶことができる体験型の授業を盛り込んでいる。
 - ・単独開催のイベントにこだわらず、他の子ども向けイベントとのコラボレーションによってより多くの方々へ銀行を身近に感じてもらうことに成功した。
 - ・高校生向けの金融経済教育活動の普及を図るため、県教育委員会と協定を締結し、「県立高校生学習活動コンソーシアム」（教育委員会・県立高校・大学・企業・研究機関などが一体となり、生徒の主体性を育む教育機会の充実を図るもの）に加盟した。
 - ・現在、日本において問題となっている「子どもの貧困」への対応として、子ども支援NPOや児童養護施設と連携して、金融教育に取り組んでいる。

② 共通教材の作成

共通教材とは、金融経済教育の主な実施主体である金融経済教育推進会議のメンバー※が協働して作成した、いわゆる「金融業界横断的な教材」のことです。

金融経済教育活動はこれまで各団体においてそれぞれ教材の作成、講師派遣事業などが実施されてきました。これらに加えて、金融・経済等に関する知識をより体系的に学べるようにするため、金融業界共通の教材を作成することとし、金融広報中央委員会が中心となって関係者（有識者、関係省庁、金融関係団体）間で協議を進めてきました。2019年3月を目途に完成する予定です。

全銀協は、共通教材の作成に当たり、関係者間の合意形成に向けた調整や教材内容の検討等において意見等を提出する等主体的に関わってきました。教材完成後は会員銀行における金融経済教育活動の一層の拡大を目的に、本教材の活用について会員銀行へ通知等を行う予定です。

なお、本教材の主なターゲット層は「大学生等」であり、目的を「金融リテラシーへの関心を惹起すること」に置き、授業想定時間を90分として、家計管理やライフプランニング、資産形成、保険、借入等の内容を総合的に取り扱っています。

※金融経済教育推進会議

金融庁金融研究センターに設置された「金融経済教育研究会」が2013年4月に取りまとめ、公表した「金融経済教育研究会報告書」を踏まえて、同報告書の方針を推進するに当たり検討課題として示された諸課題への取組みについて審議することを目的として、金融広報中央委員会が設置したものです。金融広報中央委員会が事務局を務め、有識者、関係省庁（金融庁、消費者庁、文部科学省）および金融関係団体（全国銀行協会、日本証券業協会、投資信託協会、生命保険文化センター、日本損害保険協会、日本FP協会、日本取引所グループ等）で構成されています。

③ 金融経済教育広報活動

超高齢化社会を見据え、「人生100年時代」ともいわれる長寿社会に合わせた資産管理の重要性が増しており、国民の安定的な資産形成を広く普及させる仕組みとしてiDeCoやつみたてNISAなどの制度が整備されました。こうした背景を踏まえ、全銀協は「貯蓄から資産形成へ」の流れを後押しする取組みを重要課題の一つと捉え、資産形成の必要性をテーマにした活動に力を入れています。

具体的には、大学生、若年社会人等をターゲット層に設定し、パソコンやスマートフォン、タブレット等がターゲット層の主な接触ポイントになっている状況を踏まえ、ウェブサイトやスマートフォンアプリなど、さまざまな媒体を活用しながら、訴求力のある著名人を起用した広告戦略を展開しています。

2018年度は、2019年2月末から、若年層を含め幅広い層に人気の織田信成さん（プロフィギュアスケーター・タレント）を起用した特設サイトを中心に、2017年度に制作したアプリも効果的に活用しながら資産形成の重要性を訴える広告を開始しました。

全銀協ウェブサイト



④ どこでも出張講座

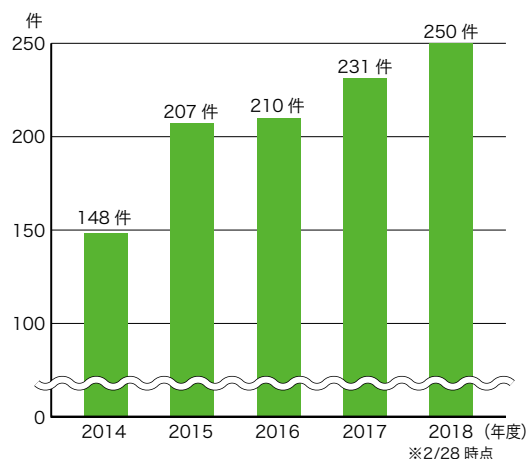
2003年以降、学校の授業や消費者セミナー、教員研修などの学校や主催者からの依頼に応じて全銀協役員等を「全国どこにでも」講師として派遣する「どこでも出張講座」を実施しています。成年年齢下げや新学習指導要領など金融経済教育に対する学校現場の関心の高まり等を背景に「どこでも出張講座」の実施件数は年々増加しており、2018年度は250件・23,264人に実施しました【(申し込みベース 2/28時点受付状況)】。

取り扱うテーマは依頼者の希望等を踏まえて設定しますが、主なものは以下のとおりです。

対象層と主なテーマ

対象層	主なテーマ
中学・高校生	銀行のしごと
	生活設計・マネープランゲーム
	金融のしくみと社会のかかわり
高校・大学生	ローン・クレジットのしくみとお金の使い方
	社会に出て気をつけたいお金のこと
大学生	銀行業界の動向
一般消費者等	初心者のための金融商品を選ぶポイント
	金融犯罪の手口と対策
教員等	金融経済教育の実践について

過去5年間の件数推移



⑤ 金融経済教育のモデル事例の周知

会員銀行の取組みを一層促進することを主な目的として、会員銀行にとって参考となるような金融経済教育のモデル事例を検討・実施し、会員銀行に周知しました。

具体的には、子どもの貧困対策の側面から金融経済教育のニーズがあることを踏まえ、子どもへの支援に取り組む団体と民間企業等のネットワーク構築に取り組む「マッチングネットワーク推進協議会」（内閣府と全国的なネットワークを持つ支援団体で構成）と連携し、支援団体の紹介を受け、お金の使い方等を教えるモデル授業を実施しました。そのうえで、連携方法や授業内容等の実施要領をまとめ、会員銀行に向けて周知しました。



モデル授業の様子



⑥ 会員銀行向け金融経済教育に関する研修会

会員銀行における金融経済教育の取組みを一層促進することを主な目的として、3月1日に会員銀行を対象とした「金融経済教育に関する研修会」を開催しました。

当日は、金融広報中央委員会から共通教材の活用に関するレクチャー（前頁②参照）を、東京スター銀行から取組み事例の共有を行ったほか、全銀協事務局から金融経済教育モデル事例（上記⑤参照）および全銀協制作教材の紹介等を行いました。

7 金融経済教育研究指定校制度・高校生による振り込め詐欺等防止啓発活動

金融経済教育研究指定校制度は、金融経済教育に積極的に取り組む中学校や高等学校を指定し、教材、講師派遣等のツールを提供して当該校における金融経済教育の実施を支援する取組であり、2010年度にスタートしました。2012年度以降は各地教育委員会に金融経済教育の普及により深く関与していただくため、当該教育委員会と連携して学校を指定し、活動を推進してきました。

授業の様を近隣の学校にも公開し、地域単位での金融経済教育の面的普及を目指すとともに、全銀協のウェブサイトにて授業事例を示すことで、教材の普及と授業における有効活用が図られることを期待しています。

2018年度は、兵庫県教育委員会と連携のうえ、同県立北条高等学校および同県立姫路商業高等学校を研究指定校に指定し、ライフプラン、ローン・クレジット、キャッシュレス、多重債務等をテーマに授業を実施しました。



金融経済教育研究指定校 実績

年度	教育委員会	指定校
2010	—	神奈川県立相模原総合高校、筑波大学附属坂戸高校、横浜市立市ヶ尾中学校、春日部市立豊春中学校、東京都立桜修館中等教育学校
2011	—	大阪府立枚岡樟風高校、浜松市立庄内中学校、春日市立春日北中学校
2012	香川県 神戸市 川崎市	香川県立高松商業高校、同観音寺中央高校 神戸市立原田中学校、同湊翔楠中学校 川崎市立商業高校、同菅生中学校
2013	千葉県 名古屋市	千葉県立佐倉東高校、同安房高校 名古屋市立名古屋商業高校、同城山中学校
2014	埼玉県 相模原市	埼玉県立羽生実業高校、同所沢商業高校 相模原市立上溝中学校、同旭中学校
2015	京都府 岡山県 京都市	京都府立洛水高校、同東稜高校 岡山県立勝山高校 京都市立栗陵中学校
2016	千葉市 浜松市 福岡市	千葉市立幸町第一中学校、同蘇我中学校 浜松市立高台中学校 福岡市立友泉中学校
2017	神奈川県 静岡県 広島県	神奈川県立新城高校、同湘南台高校 静岡県立静岡商業高校、同焼津中央高校 広島県立尾道商業高校、同広高校
2018	兵庫県	兵庫県立北条高校、同姫路商業高校



「高校生による振り込め詐欺等防止啓発活動」は、生徒自身が振り込め詐欺等の被害が身近なところで起きている問題であることと捉え、その防止策等について理解し、生徒自身が考えた「振り込め詐欺等防止啓発活動」を地元地域で実践することで、生徒による社会貢献活動、ひいては地域における「振り込め詐欺等防止啓発活動」の自立的な広がりを期待した取組みです。高等学校の家庭科で学ぶ内容の一つとして学習指導要領に位置付けられている「学校家庭クラブ」等の枠組みを活用した取組みであり、2016年度からスタートしました。全銀協は、支援金の拠出や、活動に当たっての各種アドバイスや資料提供などのサポートを行っています。

2018年度は、埼玉県立進修館高等学校に活動を委嘱し、地元警察署と連携して啓発グッズ制作・配布等のキャンペーンを実施しました。

⑧各種教材等

全銀協は従来から広報活動の一環として銀行を紹介するパンフレットやビデオなどを作成して関係先（消費生活センター、学校、個人等）へ配布してきました。近年、「金融リテラシーマップ」※の公表、成年年齢の引下げや新学習指導要領など、金融経済教育の充実に対する社会的要請等を踏まえ、近時は対象（中学生、高校生、大学生、社会人、高齢者等）ごとに教育・啓発を行う内容を整理し、冊子や映像等の教材を作成しています。

※金融リテラシーマップ

「金融経済教育研究会報告書（2013年4月 金融庁公表）」が示した「最低限身に付けるべき金融リテラシー」を年齢層別に具体的に記したもので、金融経済教育推進会議において取りまとめられ、2014年6月に公表されました（その後2015年6月一部改訂）。

2018年度は以下のような教材を配布しました（「（ ）」内は主な対象層）。

2018年度の主な配布教材

- ・はじめてのお金の時間（中学生）
- ・大好きなアーティストから考える あなたと銀行のかかわり（中学生以上）
- ・生活設計・マネープランゲーム（中学生以上）
- ・シリーズ教材お金のキホン（高校生以上）
- ・金融知識入門シリーズ（大学生以上）
- ・動物たちと学ぶ 手形・小切手のはなし（社会人）
- ・銀行の金融商品・サービス（社会人）
- ・金融犯罪安全チェック（社会人・高齢者）
- ・これで安心！ 金融商品のご案内（高齢者）



なお、上記教材「はじめてのお金の時間」は、公益財団法人消費者教育支援センター主催の「消費者教育教材資料表彰2018」において優秀賞を受賞しました。



3

決済高度化、Fintech等を通じた顧客利便性向上に資する取組み



銀行は、現金で清算することが困難な、企業間あるいは企業と個人・政府等との間の債権・債務を清算するために、振込・振替、手形・小切手等の資金決済サービスを提供しています。この資金決済サービスを支える基盤が銀行間の「決済システム」であり、わが国の決済システムとしては、最終的な資金決済を行う日本銀行の当座預金決済（日銀ネット）がありますが、全銀協および一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク（以下「全銀ネット」という）が運営主体となっているものとして、振込・送金等を担う全国銀行内国為替制度（全銀システム）、外国為替取引の円決済を担う外国為替円決済制度、および手形・小切手等の決済を担う手形交換制度（手形交換所）の3つがあります。これらは、いずれも銀行が提供する資金決済サービスを効率的に行えるようにするための基盤であり、経済活動のインフラとして公共性の高いものといえます。

あらゆる利用者にとっての金融サービスの利便性を追求し、決済システムの高度化・キャッシュレス化を進めていくことはSDGsの目標「9.産業と技術革新の基盤をつくろう」の達成に寄与するものです。全銀協は、今後もその重要性を踏まえ、取組みを一層強化していくこととしています。

① XML 電文への移行

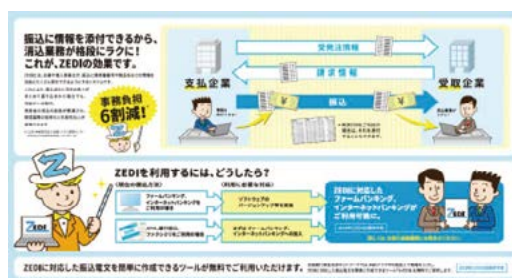
2015年12月、金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告」において、企業間の国内送金指図（振込データ）で使用する電文方式について、「2020年までに、現行の固定長電文を廃止し、情報量や情報の互換性等の点で優れているXML電文に移行する」ことが提言されました。それを踏まえ、2016年2月以降、金融界、産業界、システム関連事業者、金融庁などをメンバーとする「XML電文への移行に関する検討会」において議論がなされ、同年12月、その検討結果を受けて、全銀協および全銀ネットは、銀行界が提供する新たな決済インフラとして、「ZEDI（全銀EDIシステム）」の構築を決定しました。

ZEDIは、従来の振込電文よりも、情報項目を柔軟に設定することのできるXML電文フォーマットを採用したプラットフォームで、請求書番号や支払通知発行日などの商取引に関する情報を総合振込のデータに添付することが可能となります。これにより、どの取引に対する支払いなのか、振込金額の内容が分かるようになり、受取企業側での売掛金の回収確認（消込処理）の効率化、さらに支払企業側にとっても問い合わせ対応の負担軽減に繋がり、経理業務を効率化することができるようになります。

2018年度は、ZEDI稼働を見据え、9月を「ZEDI、金融EDI利活用に関する広報推進強化月間」と位置付け、金融EDIの利用促進に向けた活動を行いました。具体的には、(1) 企業向け説明会の開催（全47都道府県）および(2) 周知ツール（リーフレット、動画）を活用した周知の2つを柱に活動を行い、ZEDI、金融EDIの認知度向上を図りました。その後、12月25日からZEDIが稼働し、企業等の利用が始まっています。全銀協は引き続き、XML電文への移行に向けて取組みを継続していきます。



企業向け説明会
東京会場



リーフレット

②全銀システム稼動時間拡大

全銀システムは、全国銀行内国為替制度に加盟する金融機関（2019年2月末現在の加盟銀行数：1,253行）（以下「加盟銀行」という）の間の内国為替取引に関する通知の送受信、および当該取引によって生じる加盟銀行間の為替決済額の算出・清算などを行うオンラインシステムのことで、わが国の決済システムの中核として大きな役割を果たしています。

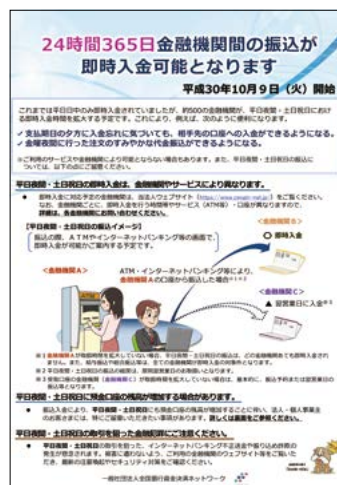
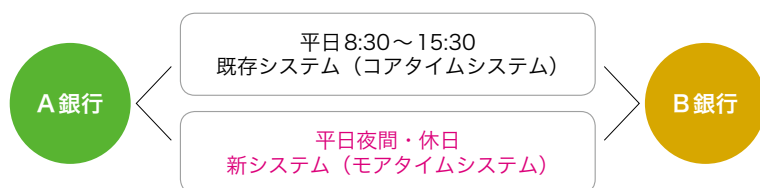
全銀システムの特長として、1973年の稼働開始以来、運用時間中にオンライン取引を停止したことがない安全性・信頼性、国内のほぼ全ての金融機関が参加している広範なネットワークにもとづく利便性、稼働開始当初から世界に先駆けて即時入金（平日8時30分から15時30分）を実現した先進性、が挙げられます。

他方、情報技術の発展や経済活動の多様化等により、企業・個人ともに、平日日中以外の時間帯、すなわち平日夜間や休日においても即時入金ニーズが増加していることを踏まえ、2014年12月に全銀システムの稼動時間拡大（24時間365日化）の実現を決定し、既存システム（コアタイムシステム）とは別の「王アタイムシステム」の開発に着手しました。

2018年度は、モアタイムシステムが実運用で問題なく使用できることや、加盟銀行の自行システムの接続等に問題がないことを確認するための総合運転試験等を実施し、予定どおり10月9日にモアタイムシステムの稼動を開始し、全銀システムの稼動時間拡大が実現しました。これにより、モアタイムシステムへ参加している金融機関では、当該金融機関がモアタイムシステムへ接続している時間であれば、平日夜間・休日でも振込等の即時入金ができるようになりました。

また、周知・広報活動の一環として、モアタイムシステム参加金融機関一覧・接続予定時間一覧や、加盟銀行顧客向けの周知・広報用チラシを、全銀ネットのウェブサイトに掲載したほか、稼動開始日にモアタイムシステム開通記念式典を開催しました。

全銀システム構成図

モアタイムシステム
開通記念式典

周知・広報用チラシ

③オープンAPI推進

API（Application Programming Interface）とは、一般に「あるアプリケーションの機能や管理するデータ等を他のアプリケーションから呼び出して利用するための接続仕様等」を指します。このうち、他の企業等からアクセス可能なAPIが「オープンAPI」と呼ばれており、わが国銀行界においても、オープンAPIの取組みが進んでいます。

こうした状況を踏まえ、全銀協が事務局となって、銀行界、IT事業者、Fintech企業、学識経験者、弁護士、関係当局等をメンバーとする「オープンAPIのあり方に関する検討会」（以下「API検討会」という）を設置し、2017年7月、同検討会において、オープンAPIの活用促進に向けた官民連携のイニシアティブである「オープンAPIのあり方に関する検討会報告書」が取りまとめられました。

また、「銀行法等の一部を改正する法律（平成29年法律第49号）」において、銀行等と電子決済等代行業者（以下「電代業者」という）間での電子決済等代行業に係る契約の締結が義務化されたことを受けて、全銀協が事務局となって、銀行、事業者、弁護士をメンバーとした、実務者による意見交換の場である「オープンAPI推進研究会」を設置し、同研究会において銀行と電代業者間で締結する契約の条文例について議論を行い、2018年12月、API検討会において「銀行法に基づくAPI利用契約の条文例（初版）」が取りまとめられました。

④手形・小切手機能の電子化に向けた取組みの推進

手形・小切手機能の電子化は、政府の未来投資戦略2017に掲げられた「オールジャパンでの電子手形・小切手への移行」を踏まえ、日本の生産性向上、社会的コストの削減、あるいは人手不足へのさらなる対応の観点から、全銀協が事務局を務める「手形・小切手機能の電子化に関する検討会」を設置し、2017年12月から検討を進めてまいりました。

その結果、2018年12月に同検討会の報告書が取りまとめられ、今後、電子化推進に向けた対策を、公正な競争のもと、各金融機関や関係団体の判断で積極的に進めることによって手形・小切手機能の電子化を加速し、「(国内の取引に関わる手形・小切手の) 全面的な電子化を視野に入れつつ、5年間で全国手形枚数（手形・小切手・その他証券の合計）の約6割が電子的な方法に移行することを中間的な目標として設定し、手形・小切手機能の電子化をより一層推進すべきである」と提言されました。

今後は、電子化の状況を定期的にモニタリングすることにより、各種対策の効果を検証し、さらなる対策の検討材料とします。

また、5年後（2023年度）には、中間的な目標である「5年間で約6割が電子的な方法に移行」との比較を行い、電子化推進状況の総括を行うとともに、追加的な対応が必要と判断された場合には、2024年度以降に実施すべき対策を改めて検討することとしています。

⑤税・公金収納・支払の効率化の検討

現在、国や自治体への税金等を納める場合には、紙の納付書を金融機関の窓口を持参して現金で支払うことが多く行われていますが、紙や現金を処理するには多くの時間と手間を必要とします。「税・公金収納・支払の効率化」とは、こうした一連の手続を電子化することで、納付者・行政機関・金融機関にとって負担となっていた時間や手間をなくしていく取組みです。

政府の未来投資戦略2017において、「政府横断での行政手続コスト削減の徹底」が掲げられたこと等も踏まえ、税・公金収納・支払の効率化を進めるために、現在の状況を鳥瞰しつつ、既存の枠組みの中で短期的に足元から取り組みることができないか、さらには、新たな技術や諸外国の事例等を参考に、中長期的（～10年程度）にはどのような対応が望ましいか、官民で意見交換等を行うため、2017年3月に全銀協が事務局となって「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会」を設置して検討を進め、2019年3月に、本勉強会において「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会 調査レポート」を取りまとめました。

4

TCFD 提言、および
低炭素問題についての研究、対応

全銀協はこれまで、①日本経済団体連合会の「低炭素社会実行計画」や「循環型社会形成自主行動計画」への参加・目標設定、②会員銀行の役職員を対象とする「行動憲章」における本業を通じた環境問題への貢献の重要性を明記、③会員銀行の環境に関する取組みを集約・公表する「全国銀行ecoマップ」の制作、④小学生を対象とした「エコ壁新聞コンクール」などを実施し、会員銀行等の環境問題への取組みを推進・支援してきました。このほか、会員銀行の環境事業活動や銀行に期待される役割等についての政策提言レポートの公表、環境金融シンポジウムや会員向け環境講演会なども実施してきました。

また、近時、異常気象に起因する相次ぐ災害の発生やパリ協定の発効、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）※による最終報告書の公表等、気候変動問題を巡る情勢はめまぐるしく変化しています。こうした背景等を踏まえ、SDGsの目標「13.気候変動に具体的な対策を」の達成に資するよう、従来の取組みの継続に加えて、会員銀行が新たな変化に対応することを一層推進・支援することとしています。

※TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）

G20の財務大臣・中央銀行総裁からの要請を受け、2015年12月、金融安定理事会（FSB）は民間主導による気候関連財務情報の開示に関するタスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures（TCFD））を設立し、金融セクターが気候変動問題をどう考慮すべきか等について検討を開始。2017年6月、TCFDは、気候変動がもたらす「リスク」および「機会」の財務的影響を把握し、開示することを狙いとした提言を公表しました。

① TCFDの提言を受けた取組みに関する調査

ESGの視点を反映した投資行動を促す責任投資原則（PRI）が、2006年に国連によって提唱されたことをきっかけに、ESG投資への関心が高まっています。また、気候変動に関する企業の取組みが投資判断に組み込まれるなど、企業による気候関連の情報開示に関する要請が強まる動きもあります。こうした中、2017年6月にTCFDの最終報告書が公表されました。ESG投資や気候関連の情報開示の要請といった動きは欧米で先行しましたが、日本国内においても機運の高まりが見られる状況にあります。

全銀協は、こうした気候関連の情報開示に関する要請の高まり等を受け、会員銀行における取組みの一助となること等を目的として、国内外の銀行界のTCFDの提言への取組み事例等の調査を実施し、「融資ポリシー策定に関する研究・調査、およびTCFDの提言を受けた取組みに関する調査」（2019年3月）を取りまとめました。

② TCFDの提言への賛同表明

11月27日に開催した「SDGsシンポジウム」において、会員銀行のTCFDへの積極的な取組みを促進する観点から、全銀協はTCFDの提言に賛同する意向を表明しました。



③低炭素社会実行計画における目標値の必達

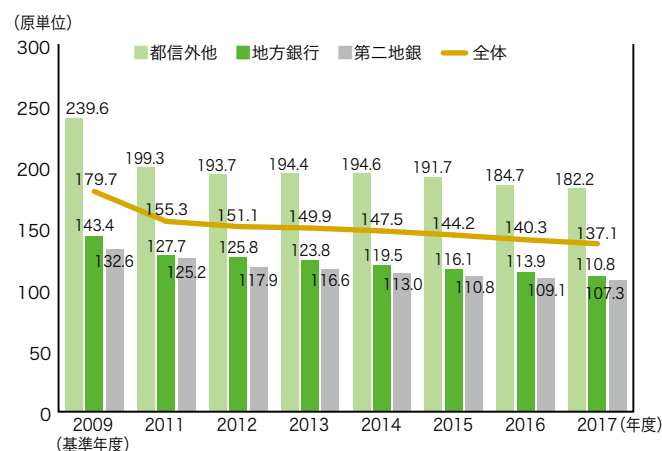
2001年度に日本経済団体連合会の「環境自主行動計画」に参加し、二酸化炭素の排出削減を目標とする「温暖化対策編」において目標を設定し、正会員を対象に環境問題への取組状況把握のためのフォローアップ調査を実施しました。

その後、温暖化対策編が「低炭素社会実行計画」に形を変えたことを受けて、全銀協は①2020年度における電力使用原単位（電力使用量／延べ床面積）を2009年度比で10.5％減とするフェーズⅠ目標、②2030年度における電力使用原単位（電力使用量／延べ床面積）を2009年度比で19.0％減とするフェーズⅡ目標を設定しました。

2018年度のフォローアップ調査（2017年度実績）においては、正会員の電力使用量は22億4,509万8,666kWh、建物延床面積は1,637万1,280㎡、電力使用原単位は137.1となり、2009年度比23.7％減少、前年度比2.3％減少という結果となりました。電力使用原単位はフェーズⅠのみならずフェーズⅡ目標の水準を超えた削減を実現しています。

特に効果のあった取組として、事務センター等で高効率な空調設備（空冷冷凍機等）に更新することや営業店の照明のLED化といった事例が寄せられました。また、太陽光発電や風力発電といった再生可能エネルギーが多く、銀行で活用されていることを把握できたほか、蓄電池の活用、小水力発電、雨水利用などの取組についても報告がありました。全銀協は引き続きフォローアップ調査を実施し、会員銀行の取組をフォローすることとしています。

電力使用原単位（業態別、全体）

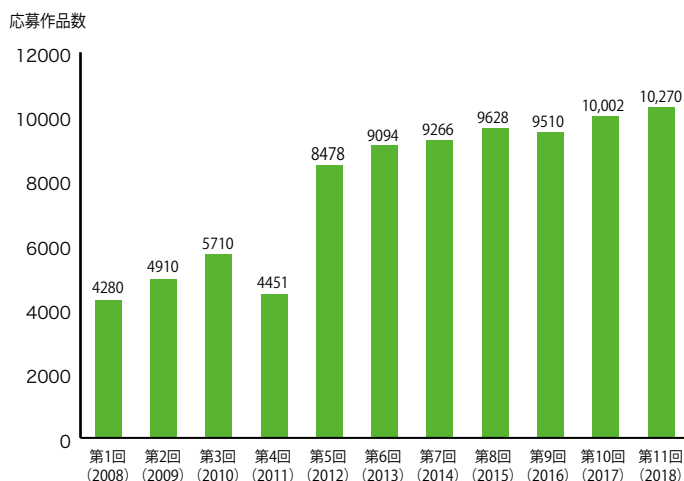


④エコ壁新聞コンクールの実施

エコ壁新聞コンクールは、環境教育・環境意識向上に向けた取組みの推進等を目的として、全国の小学生を対象に壁新聞を募集するコンクールです。小学生が地球の環境問題や、地域や身近なエコ活動などについて調べ、まとめた壁新聞を審査員・事務局が審査のうえ、優れた作品を表彰しています（過去の表彰作品については全銀協のウェブサイトに掲載しています）。本コンクールは2008年度の第1回以降、2018年度までに計11回を開催しています。この間、全国の小学生の人数は大幅に減少していますが、参加人数や応募作品数は年々増加傾向にあり、第11回においては過去最多となる10,270作品の応募がありました。なお、第11回までの参加者数は延べ101,687人（一部推計）となっています。

今年度の第11回においては、「エコを知り、より良い世界を作る目標SDGsを知ろう!」という副題を添え、テーマ設定を変えるなど、よりSDGsを意識したつくりとして実施し、2018年2月に表彰式を行いました。

応募数推移



エコ壁表紙



5

金融犯罪およびマネー・ローンダリング、FATFへの対応



全銀協は、全ての利用者が安心して銀行を利用いただけるように、振り込み詐欺などの特殊詐欺に関する金融犯罪防止啓発活動を行うとともに、重大な組織犯罪の資金源であるマネー・ローンダリング対策の推進など、各種犯罪の抑止に向けた活動を積極的に行ってきました。

これらの活動は、SDGsの目標「16. 平和と公正をすべての人に」が掲げる平和で包摂的な社会の促進に資すると考えられます。全銀協はその重要性に鑑み、これをSDGsの主な取組項目の一つに掲げ、中長期的に活動を推進していくこととしています。

① インターネット・バンキングのセキュリティ対策に関する取組み

インターネット・バンキングによる預金等の不正な払戻しは、預金の安全性を脅かし、銀行業の要である「お客さまからの信頼」を揺るがしかねない重大な問題であると認識しており、2011年度以降、会員銀行におけるインターネット・バンキングのセキュリティ対策の状況を把握すること、および当該結果の還元による会員銀行の取組みを促進することを目的として、正会員・一部の準会員・特例会員を対象にアンケート調査を実施しています。

2018年度は129行から回答があり、会員銀行の取組み事例等を含む集計結果を会員銀行に還元しました。

今後もその重要性を踏まえ、本アンケート調査を継続的に実施していく予定です。なお、本アンケート調査の結果は、その性質上、対外非公表としていますが、2018年度の主な調査項目は以下のとおりです。

- インターネット・バンキングの利用状況
- インターネット・バンキングによる不正送金被害の発生状況
- 被害の発生防止に向けたモニタリングの実施状況

② 振り込み詐欺等撲滅に向けた啓発活動

2008年度以降、毎年度、振り込み詐欺等撲滅強化推進期間を設定し、振り込み詐欺撲滅に向けた活動を展開しています。しかしながら、警察当局の発表によると、振り込み詐欺等の被害は依然として高水準にあると指摘されており、こうした状況のもと、全銀協においても、被害未然防止に向けたさらなる啓発活動が期待されています。2018年度は、10月15日から11月14日までの1か月間を「振り込み詐欺等撲滅強化推進期間」と位置付け、振り込み詐欺の対象とされやすい高齢者に向けて、「孫」とのつながりをキービジュアルとした啓発活動を、一般社団法人日本歌手協会とタイアップして実施しました。

具体的には、11月14日に日本歌手協会主催の「第45回歌謡祭・歌謡フェスティバル2018」（於：中野サンプラザホール）で、応援大使の鈴木梨央さんおよび寺田心さんとともに、来場者約2,000名に対して、振り込み詐欺等への注意の呼びかけを行いました。また、全国各地の歌謡コンサート会場でも、来場者に対して、啓発チラシやポケットティッシュを配布し、振り込み詐欺等への注意の呼びかけを行ったほか、ラジオCMを活用した啓発活動や会員銀行の店頭向けの頒布品の配布も行いました。



歌謡コンサート会場での
チラシ等配布



歌謡祭・歌謡フェスティバルの様様



チラシ

ポケット
ティッシュ

③ FATF 第4次相互審査への対応

金融機関におけるマネー・ロンダリングおよびテロ資金供与防止対策は、国際社会がテロ等の脅威に直面する中で取り組まなければならない喫緊の課題であり、その重要性はますます高まっています。

FATF※では、マネロン・テロ資金対策の国際基準であるFATF勧告を策定し、その履行状況について、FATF参加国間で相互審査を実施しています。日本は2019年にFATFの第4次相互審査を受けることが予定されています。

2019年に控える同審査に向け、全銀協は、官民の連携の促進等を目的として、2018年4月に「マネロン対応高度化官民連絡会」を設置し、定期的に情報交換を行っています。同年11月には、会員銀行におけるAML/CFT対策に係る態勢整備に関して、先進的な取組みやノウハウを集約して会員銀行間で共有するなど、銀行界全体で会員銀行の取組みの一層の支援・推進を図るため、全銀協組織内に「AML/CFT対策支援室」を設置しました。

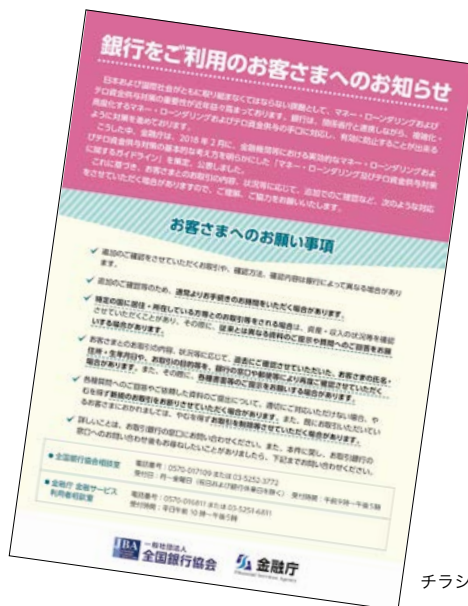
また、金融庁が策定し、2018年2月に公表した「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」により、銀行においては、お客さまとの取引の内容や状況等に応じて、「犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）」等の法律で求められている以上の事項を、追加で確認する等の対応が求められていることについて、銀行のお客さまに周知するため、同年6月に全銀協ウェブサイトの特設サイトを開設し、同年9月にチラシを作成する等の広報活動を実施しています。

※ FATF（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）

1989年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された資金洗浄（マネー・ロンダリング）対策の国際協調を推進するための多国間の枠組み。2001年の米国同時多発テロ事件を機に、テロ資金供与対策にも取り組んでいます。G7を含む35カ国・地域、2国際機関がメンバーとなっています。



特設サイト



チラシ

7 人権に関する対応



5 ジェンダー平等を実現しよう



10 人や国の不平等をなくそう

会員銀行の人権啓発を図るため、講演会の開催や人権標語などに従来から取り組んできました。これらの活動はSDGsの目標「5.ジェンダー平等を実現しよう」および「10.人や国の不平等をなくそう」の達成に寄与するものと考えられます。その重要性に鑑み、これらの人権に関する取組を主な取組項目の一つに掲げ、中長期的に取組を推進することとしています。

①人権・同和問題啓発講演会

会員銀行の人権への啓発を目的として、1981年以降、年2回、専門家を講師に迎え「人権・同和問題啓発講演会」を開催し、人権問題に対する意識を深めてもらうとともに、人権問題に関する情報提供の機会を設けています。これまで46回開催しており、同和問題をはじめ、企業・銀行と人権の問題に係るテーマを扱ったほか、近時はハラスメント、LGBT、障がい者差別等新たな問題を取り上げています。

2018年度は、以下のとおり講演会等を開催しました。

- 11月27日に開催した「SDGsシンポジウム」において、「SDGsにおける課題への取組み～人権と女性活躍の観点から～」とのテーマで、SDGsにおける人権の位置付け、銀行における取組み等についてパネルディスカッションを行いました（25ページ参照）。
- 2月22日に、慶成会老年学研究所の宮本典子氏を招き「高齢者とのコミュニケーション～老年心理学の視点から～」をテーマに講演会を行いました。（30ページ参照）

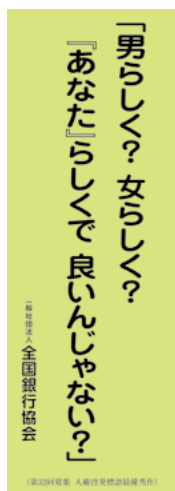


講演会の模様

②人権啓発標語の取組み

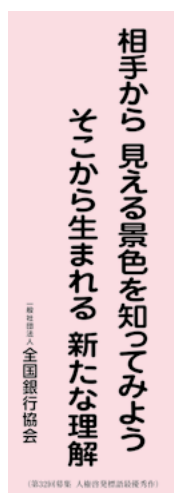
会員銀行の職員の人権意識の高揚を図るため、人権・同和問題研修推進活動の一環として、1987年以降、会員銀行職員等を対象に人権啓発標語の募集を実施しています。本年度で第32回を数え、毎年10万件近い応募があります。

2018年度に実施した第32回人権啓発標語募集は、総数91,407作品の応募があり、この中から入選作品40作品（最優秀賞2作品、優秀賞8作品、佳作30作品）を選出しました。



三井住友信託銀行
ライフアドバイザー一部
鎌谷 潤さん

※所属は応募当時のもの



埼玉りそな銀行
七里支店
増川 絢子さん



第32回人権啓発標語 表彰式

③ 「人権だより」の創刊

会員銀行から「人権関係情報の定期的な提供」に対するニーズが寄せられたことを踏まえ、会員銀行に対し人権に関する情報を定期的に提供し、会員銀行における人権啓発活動を支援することを目的として、2018年度から「人権だより」を発行することとしました。12月に発行した創刊号の概要は以下のとおりです。

- ・公共委員長発刊の辞
- ・会員銀行の取組み紹介
(三井住友トラスト・ホールディングス、三井住友信託銀行の取組み)
- ・人権トピック
(秋月弘子教授(亜細亜大学)「持続可能な開発目標 (SDGs) と人権」)
- ・人権関係法令・制度状況
今後は、年3回を目途に継続的に発行する予定です。



人権だより

④ 人権研修テキストの発行

会員銀行において新入行員向けに、人権教育・啓発活動をより積極的に進めていただくため、最近の人権問題を巡る諸情勢や企業活動に関連する人権問題を幅広く取り上げた人権研修テキスト「みんなの人権を守るために」(公益財団法人 人権教育啓発推進センター監修)を、2003年以降、毎年改訂のうえ発行しています。

掲載内容は、「企業が人権に取り組む意義ー企業と人権のかかわりー」、「企業を取り巻く人権課題ー銀行業と人権ー」(外国人、障がい者、高齢者等に関する人権)、「職場における人権、個性の尊重」(ハラスメント、女性差別、LGBT問題等)等です。

2018年度は、「国連・持続可能な開発目標 (SDGs)」「ESG」の記載を拡充し、SDGsにおける人権の位置付け、人権に関する目標項目を記載しました。また、「全銀協行動憲章」の改定(2018年3月)を踏まえた修正を行い、特に「行動憲章」において「人権の尊重」を独立項目として新たに掲げたことについて説明をしています。このほか、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)」の施行を踏まえた技能実習生に対する人権侵害等の禁止行為の記載、「高齢社会の銀行サービスの利用」として近時の超長寿社会を踏まえた金融ジェロントロジーなどの動向の記載、「性による差別」および「職場の地位などによるハラスメント」における最近の国際的な動向を踏まえた記載(「SOGI」(「性的指向」と「性自認」を示す表記))などを追加し、12月に2018年度改訂版を発行しました。



人権研修テキスト

⑤障がい者対応等に向けた取組に関するアンケート調査等

会員銀行のユニバーサルサービスの状況を把握することを目的に、2004年度から毎年正会員に対して、障がい者対応等に向けた取組に関するアンケート調査を実施しています。

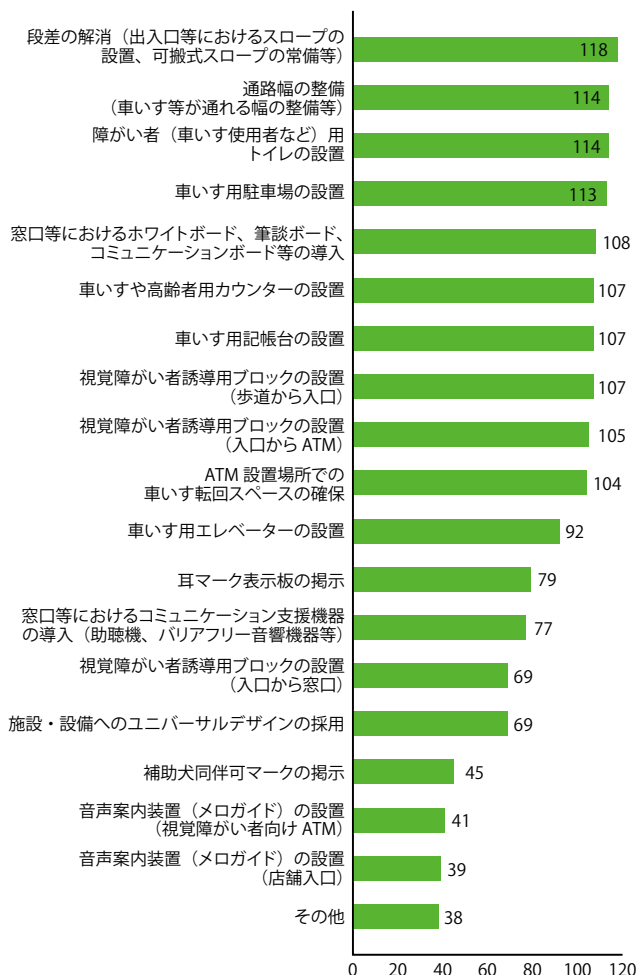
2018年度は、正会員（119行）を対象に、2018年3月末時点の状況についてアンケート調査を実施しました。

2004年度の調査開始以降、会員銀行の取組は着実に進んでおり、例えば視覚障がい者対応ATMの設置台数について、総設置台数に占める視覚障がい者対応ATM設置の割合は89.5%に達し、2004年度に比べて73.3ポイント増加しました。また、視覚障がい者対応のATMの設置店舗も増加しており、総店舗数に占める視覚障がい者対応ATMの設置店舗数の割合は87.0%に達し、2004年度に比べて24.2ポイント増加しました。

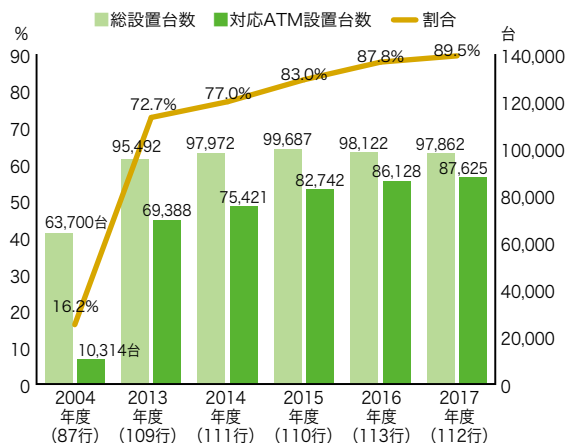
今後も、会員銀行のさらなる取組を支援するため、継続的にアンケート調査を実施する予定です。

そのほかの取組として、2018年6月21日に金融庁において開催された「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」に出席し、会員銀行のバリアフリーに関する取組事例等の紹介、障がい者団体からの要望等について意見交換等を行いました。なお、障がい者団体から寄せられた要望等については、意見交換会後、会員銀行に周知しています。

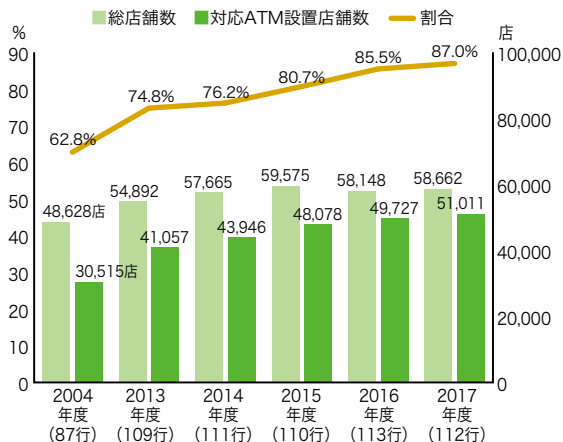
施設・設備等のバリアフリー化の取組状況



視覚障がい者対応ATM設置台数 全体の推移



視覚障がい者対応ATM設置店舗数（無人店舗を含む）



8 地域経済の活性化、地方創生への取り組み

8 働きがいも
経済成長も



地方創生への取り組みは、SDGsの目標「8.働きがいも経済成長も」の達成に寄与するものと考えられます。全銀協は、地方創生をSDGsの主な取組項目の一つに掲げ、中長期的に地域活性化に向けて会員銀行の積極的な取り組みを促進していくための取り組みを実施していきます。

その一環として、2018年度は、会員銀行の地方創生に関する取組事例のアンケート調査を実施し、調査結果を会員銀行に還元するとともに、全銀協ウェブサイトにおいて公表し、地方創生への取り組みの推進を図っています。

「全銀協ウェブサイト」<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/efforts/contribution/sousei>



※地方銀行および第二地方銀行の取組事例は、以下の全国地方銀行協会および第二地方銀行協会のウェブサイト参照。

全国地方銀行協会ウェブサイト

「地方創生」<https://www.chiginkyo.or.jp/special/?creation>

「地域密着型金融の取り組み」https://www.chiginkyo.or.jp/app/story.php?story_id=1468

「古民家等歴史的資源の活用支援」https://www.chiginkyo.or.jp/app/story.php?story_id=1201

第二地方銀行協会ウェブサイト

「地域活性化」https://www.dainichiginkyo.or.jp/membership/region_activate.html

また、内閣府 地方創生推進事務局が2018年8月に設置した「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」（「環境未来都市」構想推進協議会を発展的に改組）に全銀協も加入し、同プラットフォームを通じて、会員銀行への周知等を行っています。



9

高齢者等さまざまな利用者に対する
金融アクセス・サービスの拡充等8 働きがいも
経済成長も

超長寿社会の到来等を見据え、高齢者等さまざまな利用者に対する金融アクセス・サービスの拡充を推進することは、「金融サービスの拡充」等をターゲットに掲げるSDGsの目標「8.働きがいも経済成長も」の達成に寄与するものです。

全銀協は、2018年10月、新たに「高齢者等さまざまな利用者に対する金融アクセス・サービスの拡充等」をSDGsの主な取組項目の一つに掲げ、今後もその重要性はますます高まるとの認識のもと、活動を推進・拡充していくこととしています。

① 認知症サポーター養成講座

全銀協は、銀行界における認知症サポーター数を増やすことを目的に、2007年度から全国キャラバン・メイト連絡協議会の協力を得て、会員銀行等を対象に認知症サポーター養成講座を毎年開催しています。「認知症サポーター」とは、認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守る応援者のことです。

2017年7月に開催された「第6回認知症高齢者等にやさしい地域づくりに係る関係省庁連絡会議」において認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）における認知症サポーター数の数値目標が更新（2020年度末までに1,200万人）されました。こうした背景や、認知症サポーターの周知が進んだことで、全銀協だけでなく、各会員銀行においても認知症サポーター養成講座が開講されるなど、業界全体に認知症サポーターを増やすための取組みが広がっています。

2018年度は11月2日に認知症サポーター養成講座を開催し、参加者は講義や銀行店頭での認知症の方への接し方などについてのグループディスカッションなどを通じて、認知症についての理解を深めました。



認知症サポーター
養成講座の様式

② 関連するテーマの講演会

2月22日に開催した「人権・同和問題啓発講演会」において、高齢者に向けた金融サービスの提供は金融界の大きな課題となっていることを踏まえ、慶成会老年学研究所の宮本典子氏を招き「高齢者とのコミュニケーション～老年心理学の視点から～」をテーマに講演会を行いました。

③ 高齢者向け金融リテラシー教材の配付

超長寿社会の到来等を見据え、金融犯罪被害や金融商品販売におけるトラブルの防止等を目的として高齢者に対する金融経済教育を実施しています。

具体的には、「金融犯罪の防止啓発」および「金融商品・サービスの種類・特徴・リスク」の2点を重点的に取り組むべきテーマと考え、2018年度は以下のような教材を配布しました。

- ・金融知識入門シリーズ（はじめて学ぶ相続ガイドBOOK）（2,471部）
- ・金融犯罪安全チェック（4,045部）
- ・これで安心！金融商品のご案内（1,729部）

※部数は2018年4月～2019年2月までの実績。



④金融審議会（市場ワーキング・グループ）への参加

市場ワーキング・グループ（以下「同WG」という）は、2016年4月に金融担当大臣からの「市場・取引所を巡る諸問題に関する検討」との諮問を受けて設置され、同年12月、顧客本位の業務運営等に係る報告書を公表しました。2018年9月からは、高齢社会における金融サービスのあり方等国民の安定的な資産形成を中心に議論を深めることを目的に、同WGが再開されています。全銀協はオブザーバーとして参加しており、11月5日に開催された第16回のWGにおいて、みずほ銀行の望月常務執行役員から、みずほ銀行や全銀協の高齢社会における課題解決に向けた取組みを紹介しました。

同WGでの取りまとめが予定されている金融業界が取り組むべき方向性と顧客が留意すべき事項についての原則を中心に、引き続き議論をフォローし、会員銀行に対する情報提供を行っていきます。

⑤「成年後見における預貯金管理に関する勉強会報告書」を踏まえた対応

2017年3月に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」において、不正事案の発生を未然に防止するため、金融関係団体や各金融機関において、後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策として、後見人が本人名義の預貯金口座を適切に管理・行使することができるような方策を、最高裁判所や法務省等と連携しつつ、積極的に検討することが求められました。

これを踏まえ、この方策を検討することを目的として「成年後見における預貯金管理に関する勉強会」が2017年度に開催され、全銀協も参加いたしました。

同勉強会が2018年3月に取りまとめた報告書[※]においては、各金融機関がこの方策を導入する際の参考となるよう、導入が比較的容易と考えられる仕組みが、モデルとして提示されました。全銀協は、このモデルをもとに最高裁（事務総局家庭局）とも協議のうえ、「後見制度支援預金」として会員銀行が提供する際の留意点等を取りまとめ、2019年2月に会員銀行向けに説明会を開催しました。

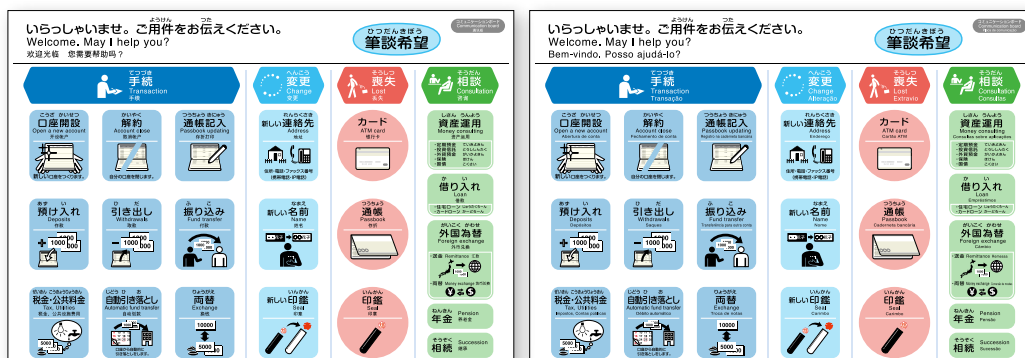
※報告書は厚生労働省ウェブサイトの「第1回成年後見制度利用促進専門家会議」の配付資料に掲載
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000213332.html>)。

⑥外国人受入れ環境整備への多言語対応の取組み

第197回国会において、外国人労働者の受入れを拡大する「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」（平成30年法律第102号）が成立し、政府等において受入れ態勢の整備等に係る検討が進められています。銀行界としても、今後ますます増えることが予想される在留外国人に対する銀行窓口における円滑なコミュニケーションをサポートするべく、2008年に策定したコミュニケーションボードの一層の多言語化[※]について、2019年早期の完成を目指して対応を進めています。

※現在、日本語のほか、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語に対応しており、来日する外国人の動向等を踏まえ、新たに9か国語（ベトナム語・タイ語・クメール語（カンボジア）・タガログ語（フィリピン）・ネパール語・モンゴル語・インドネシア語・ビルマ語（ミャンマー）・スペイン語）に対応すべく検討を進めています。

コミュニケーションボード



中国語

ポルトガル語

会員銀行の取組み

Efforts of member banks

1 金融経済教育に関する取組み



三井住友銀行



ミャンマーにおける教員能力向上プログラム

取組みの概要・特長

三井住友銀行は、公益財団法人日本ユニセフ協会（以下「日本ユニセフ協会」という）との間で、国際連合児童基金（以下「ユニセフ」という）ミャンマー事務所が進める教員研修プログラムへの支援に関する覚書を2015年に締結しました。

このプログラムは、多民族国家であるミャンマーにおいて、ミャンマー語を母語としない地域での授業や、教員不足により、教員が複数の学年の児童・生徒を同時に教える複式学級など、さまざまな教育課題と向き合っているミャンマーの教職員に対し、多言語に配慮した授業法や複式学級への対応方法などの能力向上研修を行うことで、子どもへの教育の質の改善、さらに、将来同国の発展を支える人材の育成に大きく資するものです。

本件活動については、2018年5月、内閣府より紺綬褒章に係る褒状を受章しました。

取組み実施の背景等

SMBCグループは、経営計画に掲げる「アジア・セントリック」の一環として新興国のさらなる経済発展を促すためにも、新興国において次世代を担う人材の育成が要であると考えています。三井住友銀行では、2015年4月にヤンゴンで支店を開設したことを機に、同国の社会課題の一つに、教育分野への投資レベルの低さや、学校教育へのアクセスや教育の質が問題視されている現状、特に、民族的・言語的な少数グループ、障がいのある子ども、紛争地で生活する子どもは最も教育へのアクセス

が少なく置き去りにされている状況が課題であると認識しました。こうした教育レベルの低さが、就職難や循環的な貧困をもたらすものと考え、同国の経済発展や将来を担う子どもたちが良質な基礎教育を受けられる環境を構築するため、ユニセフと協働したプログラムを開始するに至りました。

取組みの成果

2017年度までに研修を受講した教員数約4,500人、指導を受けた生徒数は約7万人。2015年度からの3年間で10万人の子どもに対し、教育の質の向上を図ることができました。

今後の課題・目標

プログラム開始から3年が経過し、受講した教員向けのアンケート調査の結果、9割近くの受講者が本プログラムを教育現場で活用し、教育の質が向上したと感じていることが分かりました。当初の予定では支援期間を2017年度までとしておりましたが、調査結果を受け、今後は対象地域を拡大しながら支援を継続していく予定です。

本活動で向上した教育をもとに、誰もが地域による格差なく平等に質の高い教育を受けられる基盤を作るとともに、将来的に経済成長を支える人材を育成・創出することで、ミャンマーの国力の基盤強化に繋げることを目指します。

参考URL

https://www.smfg.co.jp/responsibility/issue/new_generation/emerging/
<https://www.unicef.or.jp/partner/ex1/smbc/>



教員研修の様子



紺綬褒章に係る褒状授与

2 環境に関する取組み



三菱UFJフィナンシャル・グループ



三菱UFJフィナンシャル・グループ

「再生可能エネルギーへのファイナンス」に関する取組みについて

取組みの概要・特長

MUFGは、地球温暖化・気候変動への対応を優先的に取り組む環境・社会課題の一つと捉え、持続可能な環境・社会の実現に貢献しています。

三菱UFJ銀行は、2000年代初頭より再生可能エネルギー（以下「再エネ」という）向け事業融資に取り組み、統計的手法による収入予測や想定外の事象への対処等の工夫を凝らし、リードアレンジャーやアドバイザーとして世界中の案件で融資組成を主導してまいりました。また、MUFGは、こうした再エネ向け融資等を使途とするグリーンボンドを発行しています。

取組み実施の背景等

気候変動をもたらす地球温暖化は人為的な温室効果ガス排出が原因との認識のもと、1997年の京都議定書合意により、先進国が先導する形で温室効果ガス排出削減に向けた第一歩を踏み出しました。2015年のパリ協定合意によりこの取組みは世界規模に拡大し、産業革命以降の世界の平均気温上昇を2℃より十分低く抑えるため、各国が自主目標を掲げて削減に取り組んでいくことになります。

この2℃目標達成には、2030年時点で現行比約10ギガトンもの追加削減策が必要となる見通し（国際エネルギー機関）であり、再エネ事業等、低炭素化に向けた投資需要は2035年までに総額7.5兆ドルが必要との推計（OECD）もあります。これは政策支援や再エネの価格競争力向上、新興国の需要拡大等が見込まれるためです。再生可能エネルギーへのファイナンスは、気候変動問題の解決へ貢献するだけでなく、大きなビジネスチャンスでもあり、積極的に取り組んでいます。

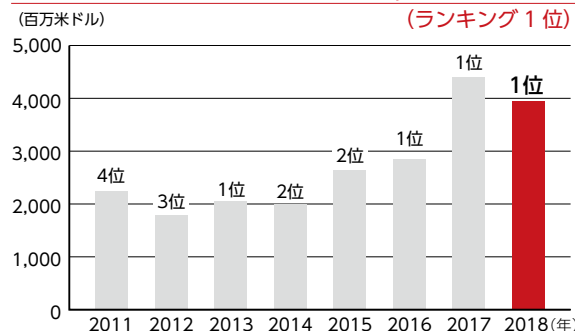
取組みの成果

地球環境保全に対する取組みの成果として、再エネ向け融資があげられます。MUFGは、再エネ向け融資のリードアレンジャーランキング（Bloomberg New Energy Finance社集計）において、過去3年連続でグローバル1位を獲得、2018年の融資組成額は39億米ドルに達しており、再エネ事業の普及・拡大に世界で最も貢献している金融機関の一つと自負しています。

また、MUFGは、再エネ向け融資やグリーンビルディ

ングを使途とするグリーンボンドを継続的に発行しており、世界中の機関投資家に購入いただいています。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、国内公募グリーンボンドリーグテーブル1位※を獲得しており、総合金融グループとして強みを発揮しています。

※2016年4月～2019年1月の国内発行体による国内公募グリーンボンド・主幹事シェア（三菱UFJモルガン・スタンレー証券集計）

再生可能エネルギー部門における
ファイナンスアレンジの実績推移3,940 百万米ドル
(ランキング 1 位)

出所：Bloomberg New Energy Finance ASSET FINANCE/Lead arrangers LEAGUE TABLE

今後の課題・目標

MUFGは、グリーンボンド発行に当たりインパクトレポートとして温室効果ガス削減効果を数値化して開示しています。今後、TCFDへの取組み等を通じ、金融機関として気候変動に対するより戦略的かつ具体的な対応とともに、対外的に分かりやすい開示が求められると考えています。

引き続き、融資業務や債券発行・引受といった本業を通じ、地球環境への配慮・取組みを継続し、持続的な環境・社会の発展に貢献してまいります。

参考URL

https://www.mufig.jp/dam/ir/presentation/2018/pdf/slides180919_ja.pdf



山陰合同銀行



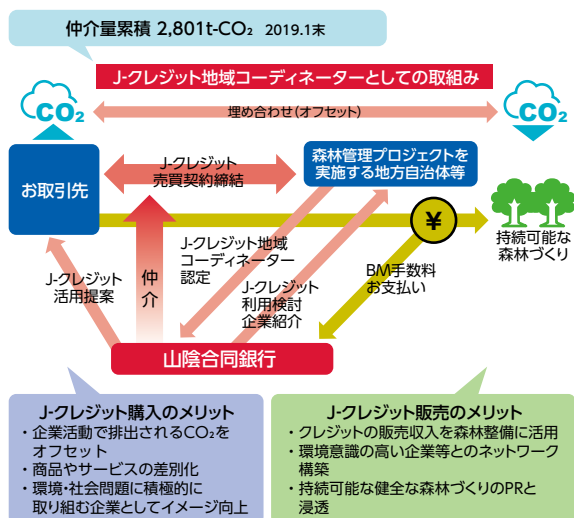
J-クレジットの活用支援

取組みの概要・特長

J-クレジット^{※1}を活用したカーボン・オフセット^{※2}を取引先企業へ提案し、取引先企業の環境保全や地球温暖化防止への取組み支援とともに、自主的なカーボン・オフセットによる企業価値向上のお手伝いを行っています。また、J-クレジットの販売仲介によって、地元自治体等が行う森林整備に対し、補助金等に頼らない独自の資金循環形成に貢献しています。

※1 J-クレジット制度 <https://japancredit.go.jp/>

※2 カーボン・オフセット https://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset.html



取組み実施の背景等

2009年9月に、鳥取県から当時のオフセット・クレジット（J-VER）制度概要説明とJ-VERの取得、および販売促進に向けた相談を受けました。鳥取県と協議する中で、J-VER制度の理解促進とJ-VERを活用したカーボン・オフセットの「面的普及」と販売の「量的拡大」、さらに「持続性が担保される仕組み」の必要性を感じました。そこで、当時、山陰合同銀行で取組み始めていた有償によるビジネスマッチングの仕組みを提案し、「鳥取県J-VER地域コーディネーター制度」（現在の「J-クレジット地域コーディネーター制度」）の創設に積極的に関与しました。

取組みの成果

鳥取県と共に始めた「地域コーディネーター制度」（以下「本制度」という）は、鳥取県日南町でも導入されており、山陰合同銀行以外のコーディネーターの参画にも繋がっています。また、兵庫県養父市へも本制度を提案し制度導入に至っています。

鳥取県では、県内J-クレジット事業者が保有するJ-クレジット販売仲介量が1,000t-CO₂を超えたことから、鳥取県より「達成の証」を、鳥取県日南町および日南町森林組合より「感謝状」をいただきました。養父市においても第1号コーディネーターとして1,000t-CO₂を超える販売仲介を行っています。

当初の狙いどおり、J-クレジット制度の普及および販売促進に対し、面的・量的な貢献に繋がっています。

【販売仲介実績：60件、2,801t-CO₂（2019/1末）】

本制度導入から約8年を経過していますが、継続した販売支援に繋がっており、持続性の面でも制度の有効性が認められています。また、カーボン・オフセットの提案を通じたリレーション強化により、新規融資取引に結びついた事例もあります。



鳥取県より、J-クレジット（旧J-VER含む）の仲介実績が1,000t-CO₂を超えたことから、「達成の証」をいただいた際の写真。（コーディネーターとして山陰合同銀行のみ）



鳥取県日南町および日南町森林組合より、J-クレジット販売への積極的支援について連名の「感謝状」をいただいた際の写真。（コーディネーターとして山陰合同銀行のみ）

今後の課題・目標

これまでの活動を継続し、森林整備への資金循環をさらに大きくするとともに、カーボン・オフセットに取り組まれる企業にとって単なるCSRではなく、売上や利益向上に繋がる経営戦略としてのJ-クレジットの活用を推進していく必要性を感じています。例えば、取り扱う商品の差別化や環境意識の高い顧客の新規開拓ツールとしての活用などが考えられます。

また、培ったノウハウを、新たなJ-クレジット創出へ向けた自治体等への支援や、森林資源の保護・気候変動対策等のSDGsの目標達成に向けた取組みに活かしていきたいと考えています。



JPモルガン・チェース銀行 東京支店 J.P.Morgan

プラスチックごみ削減への取組み

取組みの概要・特長

世界的に推進される「3R イニシアティブ」※および環境への配慮に努めるJPモルガン・チェースの各種取組みの一環として、プラスチック類廃棄物の削減に向けた、オフィス内で使用されるプラスチック製品の廃止に取り組んでいます。

※3R イニシアティブ

資源の有効利用を通じて環境と経済の両立を図る3R(廃棄物の発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle))を通じて循環型社会の構築を目指すイニシアティブ。

取組み実施の背景等

JPモルガン・チェースは2017年7月、2025年までに2,000億ドルのクリーン・ファイナンスを実施すること、2020年までに世界での自社電力需要を100%再生可能エネルギーで賄うことを宣言し、環境への配慮に努め、持続可能な社会の発展を目指しています。グローバルにさまざまな取組みを実施する中、各国・地域、支店での環境対策の一環として、再生紙の積極的利用や、紙以外のごみ削減に力を入れることを宣言しています。これを受けて当支店では、プラスチックごみの削減に向け、社内で使用されているプラスチック製品の見直しを行いました。

取組みの成果

クライアントエリアでの使い捨てプラスチック製品の使用を中止しました。具体的には、来客時に提供されるプラスチックストローを紙ストローに、さらには生分解性ストローへ変更するとともに、ペットボトル入りミネラルウォーターをガラスボトル入り製品に変更するなど、プラスチック類の廃棄物削減に貢献しました。またオフィスエリアでは、使い捨てプラスチックカップを廃止し、年間約50万個以上のプラスチックカップごみを削減しました。

今後の課題・目標

現在の取組みに加え、3Rイニシアティブにもとづき、紙製品やエネルギー、CO₂削減に向けた施策を検討していきます。

JPMorgan Chase ESG Report

<https://www.jpmorganchase.com/corporate/Corporate-Responsibility/document/jpmc-cr-esg-report-2017.pdf>

JPMorgan Chase Environmental and Social Policy Framework

<https://www.jpmorganchase.com/corporate/Corporate-Responsibility/document/jpmc-environmental-and-social-policy-framework.pdf>



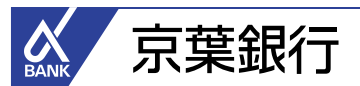
紙ストローと生分解性ストロー



ガラスボトル入り飲料水



京葉銀行



7色の虹を千葉から未来へ ～千葉大学×京葉銀行ecoプロジェクト～

取組みの概要・特長

「千葉大学×京葉銀行ecoプロジェクト」は、環境保全活動に参加する「機会」を、さまざまな方に提供することを目指しています。

銀行が持つ「産官学金言」のネットワークを活かして、多様な関係者の連携を促すことが地域金融機関に期待される役割であるとの思いから、千葉大学、県、自治体、お取引先企業、環境保全団体などと連携して、本プロジェクトに取り組んでいます。

具体的な活動として、学生の国内外の会議等への参加を支援し、環境に関する情報発信の場を提供しているほか、京葉銀行のお取引先企業に対し、学生と連携して、環境認証である「エコアクション21」の取得コンサルティングを行っています。

また、学生の提案をもとに決定した7つの環境貢献企画にも取り組んでいます。「こどもエコまつり」では、子どもたちと一緒に楽しみながら環境について学んでもらえる紙すき体験や環境クイズを行っているほか、「都市鉱山発掘プロジェクト」では、資源再利用意識の啓発のため、銀行窓口小型家電回収BOXを設置しています。また、「Chibaクリーンアクション」では、海岸清掃など環境ボランティアを行うことで、環境意識を高めるとともに、環境活動を行うきっかけづくりを提供しています。

取組み実施の背景等

京葉銀行と千葉大学は、2012年に包括的連携協力に関する協定を締結し、地域の皆さまにさまざまな“付加価値”を提供し、地域社会、経済等の発展と活性化に積

極的に取り組んでいます。

地域金融機関として、従来から地域貢献等に取り組んできた京葉銀行と、2003年の発足以降、大学内と地域の皆さまの環境意識の向上に取り組んできた千葉大学環境ISO学生委員会が協同し、「地域の環境負荷削減と環境意識向上に貢献したい」という思いから、2017年7月に本プロジェクトが発足しました。

取組みの成果

プロジェクトの取り組みが評価され、「21世紀金融行動原則」特別賞（運営委員長賞）を受賞しました。

学生が国内外の環境に関する会議や大会に出席することを支援し、プレゼンテーション等を行う機会を提供することで、持続可能な環境づくりの推進に貢献しました。

子ども向けの環境啓発活動として、「こどもエコまつり」を開催、100家族以上が参加しました。

京葉銀行の千葉市内の支店に小型家電回収BOXを設置し、資源再利用意識の向上に取り組んでいます。

館山沖ノ島を中心に環境保全活動に取り組むNPOと連携し、アマモの再生事業等環境保全活動に参画しています。海のごみ問題に取り組む国際海岸クリーンアップに協力しました。

今後の課題・目標

企画をブラッシュアップしていくとともに、準備段階だった「エコアクション21」取得コンサルティング等の企画についても、成果が出るよう活動していきます。

参考URL

https://www.keiyobank.co.jp/ir/eco_project/index.html

都市鉱山発掘プロジェクト



Chibaクリーンアクション

3 ジェンダー平等の推進に関する取組み



埼玉りそな銀行



埼玉りそな銀行

さくらそうプロジェクト

取組みの概要・特長

『「銀行って、こんなこともしてくれるんだ!」女性目線で期待をこえるサービスの提供』を目指すべき姿として、2015年より取組みを開始しました。コンセプトには『「自分らしく生きる」を大切に、自分の夢に向かって輝かしい人生を送ること、それが埼玉の未来を創る』を設定しています。目指すべき姿の実現に向け、毎年女性社員でプロジェクトチームを組成し、経営陣に向けて提言を行っています。

取組み実施の背景等

日本では、人口減少と少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少し続けていることが課題となっていますが、埼玉県では、女性やシニアの活躍で生産年齢人口の減少をカバーする取組みとして「埼玉版ウーマノミクスプロジェクト」を展開しています。埼玉りそな銀行の目指す姿として「埼玉県の皆さまに信頼され、地元埼玉とともに発展する銀行」を掲げており、埼玉県の発展に貢献するため、さくらそうプロジェクトの立ち上げに至りました。

取組みの成果

さくらそうプロジェクト実施により実現した取組みについては、以下のとおりです。

キッズスペース付相談ブースの設置

お子さま連れのお客さまが安心して相談できるよう相談ブースの隣にフロアマットや子どものおもちゃなどを設置しました。

女性向けセミナーの開催

当社セブンデイズプラザのセミナールームを活用し、ワインや美容・健康をテーマとしたセミナーを開催しました。

今後の課題・目標

2015年に国連で定められたSDGsの目標、特に目標「5.ジェンダー平等を実現しよう」、および目標「8.働きがいも経済成長も」の達成に向け、SDGsを踏まえた施策提言を実施することで、埼玉県に貢献していくことを目指し、取組みを継続していきます。

キッズスペース付
相談ブース

女性向けセミナー





群馬銀行



女性活躍推進に向けた取組み

取組みの概要・特長

女性専門チームの組成（2015年4月～）

女性目線での課題抽出、解決策の提案等の継続的な取組みを行っています。現在15名で4期目の活動中です。

人事制度改定（2016年6月）

職務や上限職位に制限のあった一般職を廃止し、女性を含む全行員が部店長などの上位職位にチャレンジできる人事制度を整えました。

産休・育休者への一貫したフォロー体制

育児休業取得者の円滑な職場復帰を目的に、産休前キャリア面談、職場復帰支援セミナー、自宅から通達等を閲覧できるシステム等を整備しています。

意識改革

男性の意識改革の必要性から、男性の育児休業取得率の目標を設定しています。取得予定日の人事部への報告や取得状況の支店業績表彰への反映等により、行内の理解も深まり、男性の育児休業取得が定着しつつあります。

ロールモデルの見える化

女性・男性管理職、家庭と仕事の両立実践者等のロールモデルにインタビューを行い、行内のイントラネットや行内報に掲載しています。

働き方改革

スマートに働き、より早く退行する「スマ早運動」を2015年10月から開始しました。また、子どもが1歳半までに復職した場合に支給される手当や、不妊治療を目的とした休暇制度、1時間単位の年休取得制度、在宅勤務制度など、各種手当、柔軟な働き方を整えています。

取組み実施の背景等

女性管理職とその母集団の不足、女性主体の組織がない、等の問題意識を背景に2014年から目に見える形で取組みを強化してきました。

女性活躍推進法にもとづく行動計画（2016年3月制定）では数値目標を設定しています。

- ① 2019年3月末までの女性管理職比率60%増加（2016年3月末比）
- ② 2019年3月末までの3年間の男性の育児休業取得率80%以上

取組みの成果

- ・ 定型的な事務からローカウンター業務、渉外業務に100名以上がシフトし、女性の職務が拡大しています。
- ・ 2018年9月末の女性管理職比率は9.9%と2016年3月末の6.0%から着実に増加しています。
- ・ 男性の育児休業取得率は2018年9月末現在100%で推移しています。

今後の課題・目標

女性専門チームの活動領域拡大

経営・商品・サービス面等に提言を拡大していくことを検討しています。

さらなる上位役職者の登用

女性役員等さらなる上位職への登用も課題です。

参考URL

<https://www.gunmabank.co.jp/about/csr/joseikatsuyaku/>



女性提言発表

当行のワーク・ライフ・バランスに関する制度

	妊娠	産前6週	出産	産後8週	子1歳	子2歳	子3歳	小学校就学
休暇等	チャイルドプラン休暇		母性健康管理 出産休暇	育児休業 男性の育児休業 配偶者出産休暇※1	育児短時間勤務 育児のための所定外勤務免除・制限 子の看護休暇※2 スマ早運動			
手当				育児サポート手当※3 養育手当※4	早期復帰支援手当※5			
一貫したフォロー体制		産休前キャリア面談		職場復帰支援セミナー 復職前面談 業務別研修、週末講座の新設・充実 自宅閲覧システムの充実				

期間についての補足

- ※1 配偶者出産休暇 出産予定日の1か月前から出産日の3か月後までの間、取得可能
- ※2 子の看護休暇 小学4年生以下の子どもが対象
- ※3 育児サポート手当 第3子以降は5年間での分割支給
- ※4 養育手当 20歳未満の子どもを対象に支給（管理監督者を除く）
- ※5 早期復帰支援手当 職場復帰した月から子が1歳6か月になるまで支給（育児短時間勤務者を除く）



みずほフィナンシャルグループ

MIZUHO

人権尊重への取組み強化

取組みの概要・特長

みずほフィナンシャルグループは、人権尊重の対象や企業の責任範囲の拡大といった「人権」を取り巻く環境変化を踏まえ、2018年4月、企業活動における倫理上の基本方針である「企業行動規範」を改定するとともに、全社員が拠って立つべき人権尊重に関する具体的な基準として「人権方針」を新たに制定するなど、事業活動を通じた人権尊重への取組みを強化しました。

取組み実施の背景等

近年、事業活動のグローバル化が進む中、さまざまな国・地域において人権問題への関心が高まっています。

2011年には、国連で「ビジネスと人権に関する指導原則」が承認され、人権を尊重する企業の責任が明確に示されました。例えば、企業の責任範囲は、自社や子会社の活動のみならず、取引関係で繋がっているお客さまやサプライヤーなど（取引先等）のバリューチェーンを含む全ての事業活動へと拡大し、取引先等による人権侵害を知りながら対処せず事業活動を継続することが加担と見なされることなどが明確化されました。

また、マスメディアやNGO等の市民社会や一部の投資家等による人権リスクへの関心の高まりなど、企業への監視の目も一層強まっています。

みずほフィナンシャルグループは、これまでも自らの業務や社員に関する人権課題を中心に積極的に対応してきましたが、こうした環境変化や社会からの期待の高まり等を踏まえ、「企業行動規範」の改定と「人権方針」の制定を行いました。

取組みの成果

金融業における主な人権課題と全業種に共通する人権課題を事業活動別に整理し、現状の取組み状況とのギャップを確認することで、優先的に取り組む課題を明確化しました。具体的には、人権尊重の対象は「社員のみならずお客さまやサプライヤーを含めたバリューチェーン全体」であることを「企業行動規範」「人権方針」において明確化しました。

また、投融資等を通じて、お客さまが引き起こす人権問題に加担、助長することを防止または軽減するため、案件採り上げ時のデューデリジェンス実施等を定めた「特定セクターに対する取り組み方針」を制定するなど、責任ある投融資等の管理態勢を強化しました。

今後の課題・目標

みずほフィナンシャルグループが関わる全ての事業活動が人権に対して負の影響を及ぼす可能性があることを、全ての役職員が認識して行動することが重要です。今般制改定した規程類の周知を通じ、人権に関する役職員の理解促進、浸透・定着を図っていくことで、グローバルに展開する企業としての人権尊重の責任を果たしていきたいと考えています。

参考URL

<https://www.mizuho-fg.co.jp/csr/human/respect/index.html>

人権方針の検討プロセス

みずほフィナンシャルグループの人権方針は、以下の過程を踏んで議論し策定されました。

ベンチマーク分析

- ・ビジネスと人権に関する指導原則や金融業界における国際的なガイドンスを踏まえ、先行企業や同業他社の人権方針、社内管理態勢、情報開示、苦情処理の仕組み等の取組み状況を調査、分析

人権課題の特定と評価

- ・国際的なガイドンスや金融機関の社会的責任が問われた事例に基づき、金融機関の人権課題を洗い出し、事業活動別に整理
- ・各課題について、発生可能性と深刻度の評価を行い、人権マップを作成

取組み状況の確認・整理 人権方針案作成

- ・各課題について、グループ内の関係部署向け説明会で課題認識を共有し、国際的なガイドンスや先行企業等をベンチマークとして現状の取組み状況とのギャップを確認
- ・取組み状況や人権課題の評価を踏まえ、優先して取り組む課題を特定したうえで、人権方針案を作成

ステークホルダーダイアログ

- ・人権課題に詳しい社外の有識者の方々と対話し、人権方針案や優先的に取り組むべき人権課題等について、ご意見・助言をいただいた

人権方針の策定と態勢整備

- ・有識者とグループの国内外関係部署の意見を踏まえ最終方針案を作成し、取締役会で決議するとともに、関連規程の改定や管理態勢強化を実施

金融機関の主な人権課題

国際的なガイドンスや金融機関の社会的責任が問われた事例等に基づき洗い出した金融業の主な人権課題と全業種に共通する人権課題を、事業活動別に下記のように整理しました。

金融サービス提供	お客さまのプライバシー 金融サービスへのアクセス	情報発信における差別的表現 コミュニティへの影響
	取引関係を通じて助長・関係する可能性のあるお客さまの人権課題 コミュニティへの影響 従業員に関する問題	先住民の権利
雇用	労働条件・環境に関する問題 社員のプライバシー	結社の自由 社員に対する差別
調達	サプライヤーの従業員に関する問題	調達行動に関する社会影響

5 高齢者等対応に関する取組み



三井住友信託銀行



With You 認知症問題を考える

取組みの概要・特長

金融機関の抱える認知症問題を典型的に整理し、日常業務および財産管理における対応について、医学、法律、金融等の専門家の知見を集約した包括的な議論を行っています。認知症問題を金融業界全体で取り組むべき問題として地域金融機関との連携にも努めています。

取組み実施の背景等

2025年には認知症の罹患者が700万人を超えるともいわれる超高齢社会の到来が予測されています。認知症になると記憶や判断力に障がいがおこります。一方で、従来の金融機関の対応では、本人の意思に適った財産管理が十分にできず、本人の意思に則って、認知症患者の財産を管理、運用し、日常生活と資産形成を担うことが金融機関の重要な使命となってきました。

取組みの成果

①認知症問題の実態調査

日常業務で発生している認知症関連の問題について、全営業店に社内アンケート調査を実施し、ほぼ全店でさまざまな問題が発生していることが確認できました。

②認知症サポーターの養成

全国の営業店で認知症サポーター養成講座を開催しています。研修で培った知識を日常営業に活かすとともに、営業店近隣の地域包括支援センターと勉強会などを通じて連携を深め、問題発生時の対応に備えています。

③認知症問題対応のための金融ガイド発行

金融機関が抱える認知症問題を類型化して整理し、対応策をまとめた『実践！ 認知症の人にやさしい金融ガイド』を刊行しました。出版に際しては、京都府立医科大学が主導する産学官共同プロジェクト（COLTEMプロジェクト）に参加する医師、弁護士、社会福祉士と金融機関等が連携しました。当社では認知症サポーター養成の一環として金融ガイドの読み合わせを実施し、社員の認知症リテラシーの向上に努めています。

④21世紀金融行動原則を通じた金融業界への啓発

当社が座長を務める「21世紀金融行動原則 持続可能な地域支援ワーキンググループ」において、地域社会における認知症問題に対する金融機関の役割をテーマとするシンポジウムを開催しました。日常業務での対応を議論したほか、今後の課題や対応についての議論を深めました。

今後の課題・目標

認知症患者の保有資産は50兆円にのぼるともいわれています。当社では後見制度支援信託やセキュリティ型信託など認知症のお客さまの財産管理に資する商品・サービスの整備を進めており、また「シニア世代応援レポート」を発行して、さまざまな制度・商品の機能を整理し、最適にご利用いただく一助とさせていただいております。

シニア世代応援レポート 認知症問題を考える

<https://www.smth.jp/csr/report/2017/all5.pdf>



金融ガイド



シンポジウム

6 貧困問題・福祉に関する取組み



伊予銀行



公益財団法人 伊予銀行社会福祉基金〔いよぎん奨学金給付事業〕

取組みの概要・特長

「いよぎん奨学金給付事業」では、ひとり親または両親のいっしょにいない家庭の高校生（中等教育学校後期課程を含む）を対象に無償で奨学金を贈呈しています。卒業生の多くは、愛媛県内外に進学・就職され、各界で活躍されています。

取組み実施の背景等

愛媛県内における社会福祉の充実および次代を担う人材の育成を図るために必要な支援を行い、地域社会の発展と福祉の向上に貢献することを目的に、1976年に「財団法人 伊予銀行社会福祉基金」（2012年に「公益財団法人」に移行）を設立いたしました。

取組みの成果

1978年4月から奨学金給付事業を開始し、奨学生累計848名に、総額約4億16百万円の奨学金を贈呈しています。

2018年3月には、伊予銀行の創業140周年を記念し、地域の皆さまへの感謝の気持ちを表すとともに、次代を担う青少年育成のお役に立ちたいとの思いから、奨学生の増員、奨学金の増額を実施いたしました。

奨学金給付期間は高等学校等在籍の3年間であり、1学年40名（3学年の合計120名）、1人あたり月額20千円（3年間総額720千円）の奨学金を贈呈しております。

今後の課題・目標

当財団では、「いよぎん奨学金給付事業」のほか、地域の社会福祉向上を図ることを目的に、児童福祉施設入所児童等への「就職激励金支給事業」、高等学校等への「図書購入補助金交付事業」、社会福祉施設等への「備品類等助成事業」を行っています。

私達は、皆さまのお気持ちにお応えできるよう、地域への「感謝」の気持ちを絶えず持ち続け、「潤いと活力ある地域の明日を創る」という地方銀行としての使命を全うすることで、地域社会の発展と福祉の向上に努めてまいります。

伊予銀行ホームページURL

http://www.iyobank.co.jp/about_iyo/csr/welfare/fukusikikin.htm/

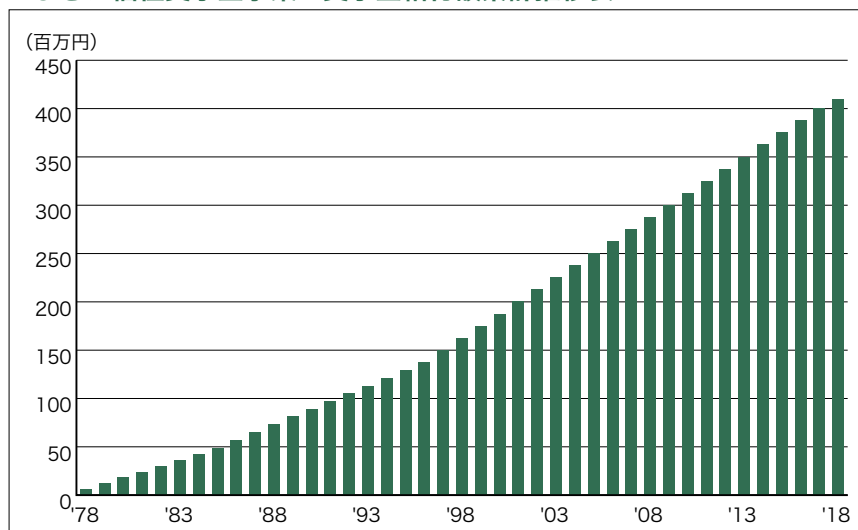
共同サイトURL

<http://www.disclo-koeki.org/02b/00358/>



公益財団法人伊予銀行社会福祉基金
「備品類等助成事業」
さなえファーム鷹子さま贈呈式
(2018年9月20日)

いよぎん福祉奨学金事業の奨学金給付額累計推移表





東京スター銀行



子どもの貧困解決に向けた金融教育の取組み ～お金のスタートレーニング(金トレ)～

取組みの概要・特長

東京スター銀行では、「子どもの貧困」の連鎖を解決するための取組みとして、困難な状況にある子どもへの金融教育を実施しています。

金融リテラシーマップ[※]にもとづく網羅的な学びのポイントを簡単に、楽しく、そして毎日の生活に活かせるようお伝えしています。NPO法人キッズドア様など子ども支援NPOや、児童養護施設を支援している一般社団法人青少年自助自立支援機構様と連携してセミナー形式で実施しています。

あえてごく基本的な学びのポイントを中心とし、お金のお金、上手に使う・貯める、働く・稼ぐ、お金の危険を伝えています。

貧困家庭や施設の子どもの状況やニーズを最大限考慮し、ごく分かりやすいスライドを使い、クイズやワークを入れたり、子どもに多く発言してもらうなど工夫し、子どもたちが「自分、よく分かってる!」「やってみたい!」と自信と意欲を持てるようにしています。

※「金融経済教育研究会報告書(2013年4月 金融庁公表)」が示した「最低限身に付けるべき金融リテラシー」を年齢層別に具体的に記したものの。

取組み実施の背景等

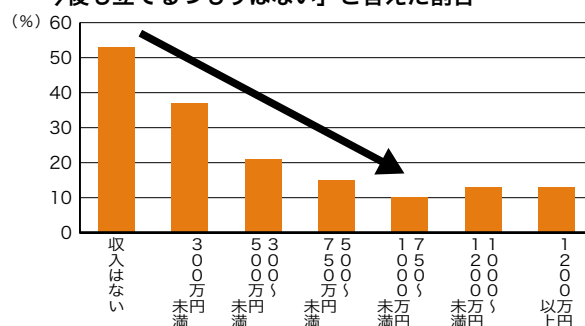
現在、7人に1人の子どもが貧困下にあり、また虐待などで親と暮らすことができない社会的養護下の子どもは4万5千人[※]ほどいます。低学歴、孤独、不健康などさまざまな複合的な不利を抱え、大人になっても貧困から抜け出せない「貧困の世代間連鎖」が特に問題となっています。

※出所: 社会的養護の現状について(2017年12月 厚生労働省)

東京スター銀行では、さまざまなNPOや施設の方とお話をする中で「金融リテラシー」が連鎖を防ぐ重要な糸口になると仮説を立てました。貧困家庭では親の金銭感覚・知識欠如が子どもにも影響しており、子どもの将来へ影響することが危ぶまれていたからです。また、調査からも収入が低いほど家計意識が低いことが見て取れます。



「現在生活設計を立てていないし、今後も立てるつもりはない」と答えた割合



出所: 家計の金融行動に関する世論調査(2016年 金融広報中央委員会)から作成

取組みの成果

内容は非常に「マジメ」な講座ですが、私達の予想を裏切り小学生から高校生まで非常に興味津々で、受講後は貯蓄や適切な購買、お金のトラブル回避などへの意欲が高まります。

また、子ども支援に関わる人々への啓発活動としての効果も得られました。子どもの貧困分野では解決策としての金融教育はまだ注目されていません。しかし現場の方々は子どもの金銭感覚の欠如を感じており、東京スター銀行の活動を通して、課題を顕在化させ、金融教育への一歩を後押ししてきたと感じています。

今後の課題・目標

東京スター銀行の直接支援(出前講座等)だけでは、困難な状況にある子ども全てに対応することは不可能です。今後は、適切に日常のお金のしつけをできるよう施設向けフリーペーパーへのコラム連載、NPOのボランティアが講師となる仕組み構築など、広範囲に届けられる取組みを増やしていきます。

また、多くの銀行が素晴らしい金融教育を学校や公募型で実施されています。もし、多くの金融機関が、困難な状況の子どもを対象とした金融教育を実施すれば貧困解決により近づくのではと考えます。東京スター銀行では、NPOや子どものニーズや状況にもとづいたコンテンツを他社さまにご提供したり、情報共有させていただきたいと思っています。ご関心がある銀行はぜひお声掛けいただければ幸いです(下記URLに問い合わせ先を掲載しています)。

参考URL

<http://www.tokyostarbank.co.jp/profile/about/csr/kintore/index.html>

7 ESG 融資・地方創生に関する取組み



東邦銀行



すべてを地域のために

東邦銀行

ESG/SDGs 貢献型融資・応援型私募債

取組みの概要・特長

「ESG/SDGs 貢献型融資・応援型私募債」は「SDGs」の目標達成に取り組まれているお客さまを金融面からサポートすることを目的として、2018年7月24日に創設されました。

本商品の特徴は、お客さまの ESG・SDGs への取組みを東邦銀行が評価・対外公表することにより、お客さまのイメージ向上にも貢献できる点です。

また、金融サポート面では、「ESG/SDGs 貢献型融資」は、当行所定の金利から 0.2% の引き下げ、「ESG/SDGs 応援型私募債」は当行所定の金利から 0.1% の引き下げを行い、お客さまの取組みを支援しています。

取組み実施の背景等

東邦銀行では、地域の課題を解決し、持続可能な地域社会の形成のために、ESG への取組みを強化しています。今後、ESG への取組みをさらに促進する鍵となるのは、SDGs であると考えました。

東邦銀行のお客さまでも、ESG や SDGs に対する関心が高まっており、福島県のリーディングバンクとして、持続可能な地域社会形成、SDGs 等の社会的課題解決へ向けた金融面からのサポートのため本商品の取扱いを開始しました。また、東邦銀行のお客さまへ ESG や SDGs の浸透が図られるとともに、お客さまの「非財務面」での優れた点を評価することで、お客さまの事業機会の拡大等へ繋げるサポートも目的としています。

取組みの成果

ESG/SDGs 貢献型融資の第 1 号案件として、2018 年 7 月 31 日に地元製紙会社にご利用いただきました。お客さまは、新中期経営計画においてボイラー燃料をこれまでの重油から LNG（液化天然ガス）に転換し、CO₂ 排出量を削減する方針を決定しました。資金調達に加え、地球温暖化に対する取組みを対外公表したことにより、さらなる企業価値の向上が図られました。

東邦銀行では、本取組みがお客さまだけでなく、自らの企業価値の維持・向上に繋がると考えています。また、SDGs への取組みが新たな事業を取り込むチャンスとなっています。2018 年 11 月末現在の「ESG/SDGs 貢献型融資・応援型私募債」のご利用実績は、17 件、13 億円です。

今後の課題・目標

SDGs の目標達成には、全てのステークホルダーの理解が必要ですが、SDGs への理解が十分に図られていない現状にあります。地方銀行は、地方の金融システムを支えるという社会的な側面もあり、持続可能な地域社会形成と地元経済の成長を牽引していく役割を果たしていきたいと考えております。

今後、「ESG/SDGs 貢献型融資・応援型私募債」の推進により、お客さまへ SDGs の浸透を図るとともに、SDGs の目標達成に取り組むお客さまと東邦銀行の取組みの相乗効果により、持続可能な地域社会・ビジネスモデルの構築を目指していきたいと思います。





静岡銀行



地方創生における各種取組みについて

取組みの概要・特長

2016年度より地域の小学生を対象として、郷土の歴史や文化、地場産業を学ぶイベント「しずおかキッズアカデミー」をスタートし、2018年11月までに静岡県内各所で11回開催しました。これは子どもたちが生まれ育ったふるさとの魅力を楽しく学ぶことで郷土愛を育むとともに地域を担う人材に成長することを目的に取り組んでおり、最近では地域企業との共同開催も行っています。

地域経済の将来を担う革新的・創造的な事業※に取り組む起業家を賞揚するビジネスコンテスト「しずぎん起業家大賞」を2013年より毎年開催しています。これまでに計6回実施しており、応募総数892先から44先を表彰しています。表彰先には、125件、30億円の新規融資を実行し、10件、2億円の投資を行いました。加えて、応募先に対しても営業店と本部が連携して、応募事業の実現に向けた支援を行っています（いずれも2018年9月末現在）。



しずおかキッズアカデミー



しずぎん起業家大賞

※過去の表彰先

2017年度 <https://www.shizuokabank.co.jp/pdf.php?id=3126>

2016年度 <https://www.shizuokabank.co.jp/pdf.php?id=2806>

2015年度 <https://www.shizuokabank.co.jp/pdf.php?id=2523>

2016年6月に横浜銀行と富士・箱根・伊豆地域の観光振興に関する連携協定を締結し、行政、商工会議所も加わって「神奈川・静岡県境地方創生連絡会」を組成しました。さらに、2018年10月には本連絡会を発展的に継承し、新たに山梨中央銀行も含めて3行、3県および各商工会議所の計9団体による連絡会となりました。本連絡会では県境のない観光地図の作成や地方公共団体のインバウンド受け入れ態勢整備の支援など、観光振興に貢献する具体的な施策を行っています。

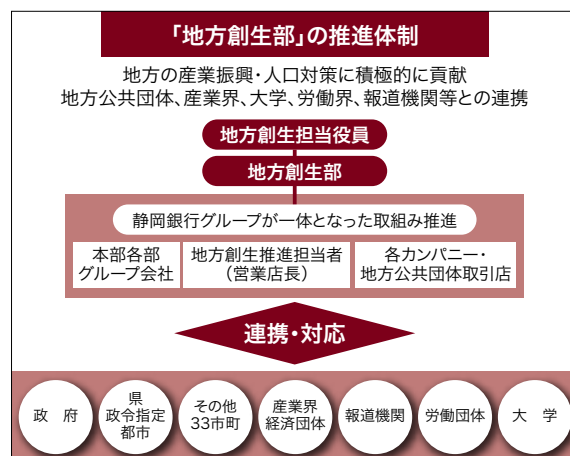
取組み実施の背景等

政府が掲げる地方創生に積極的に関与し、地域の活性化に貢献するため、2015年7月に新たに「地方創生部」

を設置しました。

地方創生部が中心となり、本部各部、グループ会社と連携した施策を検討し、営業店では全営業店長が推進担当者としてきめ細かな対応を行っています。

地方公共団体、産業界、経済団体、大学、労働団体との緊密な連携のもと、地方創生に関する取組みに参画し、地域の活性化を目指します。



取組みの成果

2018年10月現在、政令指定都市2市（静岡市、浜松市）を含め県内全35市町と地方創生に係る協定を結んでおり、地域活性化に向けて共同で取り組んでいます。

静岡銀行の地方創生への取組みが2年連続で「まち・ひと・しごと創生本部事務局（内閣官房）」より、地方創生に資する金融機関等の「特徴的な取組み事例」において優良事例として表彰されました。なお、2年連続で2つの事例が認定されたのは静岡銀行のみです。

今後の課題・目標

引き続き、地方公共団体との連携を密にしながら、今後は企業誘致や地域開発案件への関与、市町計画事業への支援に積極的に取り組んでいくとともに、観光の活性化や農業分野での支援など、地域活性化に資する機能を強化していきます。

参考URL

<https://www.shizuokabank.co.jp/ir/disclosure/index.html>

8 行内へのSDGs浸透に向けた取組み



滋賀銀行

SHIGA BANK

行内へのSDGs浸透に向けた取組みについて

取組みの概要・特長

滋賀銀行では、常勤役員、各部長、グループ会社社長で組織するグループ横断の「CSR委員会」を組織し、SDGsを含めたCSRの取組みを統括しています。また、総合企画部内にCSR室を設置し、SDGsに関する調査・研究や企画・情報発信を行っています。

2017年11月には「しがぎんSDGs宣言」を発表。SDGsを企業行動に繋げ、持続可能な社会の実現に努めることを誓い、CSR経営の新たな取組みを開始しました。

コミュニケーションツールとして、課店長以上にSDGsバッジを配布し、名刺にも17のアイコンを印刷。お取引先等への普及拡大に努めています。

行内への浸透に向けては、まずCSR委員会出席メンバーを対象に、パリ協定やグリーン金融をテーマとした有識者による勉強会を開催（2016年11月）。続いて職員を対象に、行内報でSDGsの特集企画（2回）、「SDGsニュース」の発信（11回）、「中小企業におけるSDGsの活用手法」をテーマにした職員向けセミナーの開催（2018年12月、約200人参加）などを実施しています。

また、2018年12月に、地域金融の拠点として早くからSDGsを経営に取り入れてきたことが評価され、「第2回ジャパンSDGsアワード」において「特別賞 SDGsパートナーシップ賞」を受賞しました。

取組み実施の背景等

滋賀銀行は、滋賀県に本拠を置き、近江商人の「三方よし」の精神を受け継ぐ行を原点に、「地域社会」「地球環境」「役職員」との共存共栄を目指すCSR経営を実践してきました。

SDGsは「三方よし」と軌を一にしており、滋賀銀行のCSR経営とも親和性が高く、お取引先をはじめとするステークホルダーとの共創を進めていくうえでも有益であると考えています。

そのためには、役職員全員がSDGsに対する理解を深め、その考え方をステークホルダーにしっかり説明できることが不可欠であることから、行内への浸透に向けた取組みを進めています。

統合報告書やCSRレポートにもSDGsに関する取組みを積極的に掲載しており、お取引先等への説明を通じた行内外への浸透を図っています。

取組みの成果

SDGsを活用したさまざまな施策の実現に繋がっています。

2018年2月：ニュービジネス奨励金 野の花賞に「SDGs賞」を新設。

2018年3月：「ニュービジネスサポート資金（SDGsプラン）」取扱開始。

2018年5月：SDGsをテーマに、ビジネスフォーラムを開講。

2018年7月：エコビジネスマッチングフェア（SDGsアイコン活用）を開催。

2018年9月：CSR私募債をSDGs私募債にリニューアル。住宅ローンのLGBT対応を実施。

2018年10月：「滋賀SDGs×イノベーションハブ」を開設。

今後の課題・目標

SDGsを経営戦略に落とし込み、ステークホルダーとの対話ツールとしてPDCAを回していくための検討を進めています。

持続可能なビジネスモデルを構築するためには、まず持続可能な地域社会を実現することが必要であることから、SDGsを道標として、地域社会や滋賀銀行自身の変革に繋げていきたいと考えています。

しがぎんSDGs宣言

<https://www.shigagin.com/about/sdgs.html>

統合報告書2018（SDGs特集）

https://www.shigagin.com/pdf/investor_bank_2018_06-07.pdf

CSRレポート2018

<https://www.shigagin.com/csr/report/>

■行内報2018秋号
【特集：本業を通じた
取組み】■行内報2018新春号
【特集：SDGsとは？】

しがぎんSDGs宣言（2017年11月22日）

■しがぎんSDGs
宣言について
【会見の様子】

有識者
コラム

2018年の SDGsをめぐる 銀行界の動向と 世界の潮流

株式会社日本総合研究所
理事

足達英一郎



あだち ● えい い ち ろ う

1986年一橋大学経済学部卒業後、1990年株式会社日本総合研究所入社。経営戦略研究部、技術研究部を経て、現職。主に企業の社会的責任の観点からの産業調査、企業評価を手がける。ISO TC322 国内検討準備委員会副委員長。



わが国政策当局の動向

2018年は、日本の銀行界にとってSDGsというキーワードが大きく普及した一年だった。各銀行の社会的課題解決への貢献を目指した活動については、本レポート本文に詳細を譲るとして、金融庁から「金融行政とSDGs」という行政文書が発出されたこと、また、環境省が主宰するESG金融懇談会から「ESG金融大国を目指して」という副題を記した提言文書が発出されたことをここで書き留めておくことには意味があるだろう。

6月に発出された「金融行政とSDGs」では、「SDGsは、本来的には企業・投資家・金融機関といった各経済主体が自主的に取り組むべきもの」としつつ、「そうした動きが妨げられて外部不経済が発生している場合には、経済全体としての最適な均衡の実現に向け、当局として促すことも必要」との認識を示した。具体的事項としては、TCFD報告書に関連して、「金融機関に対しては、(中略)当庁としても、気候変動に係るリスクや機会を的確に評価しているか等について、さらに踏み込んで必要な対話を進めていく」、地域金融機関による顧客との「共通価値の創造」に関連して、「金融庁としては、地域金融機関による事業性評価に基づく融資や本業支援の取組みなどを引き続き促進」といった表現などを盛り込んだ点が注目される。

前者は、「気候変動に係るリスクや機会」がわが国の銀行界でも配慮すべき項目となる(この事項は、SDGsのターゲット12.6「大企業や多国籍企業をはじめとする企業に対し、持続可能な慣行を導入し、定期報告に持続可能性に関する情報を盛り込むよう奨励する」に結び付く)こと、後者は地域金融機関の取引先の中に「社会課題解決と本業推進を両立させている企業」が少なからずあり、地域金融機関のそうした企業への後押しがSDGs推進に繋がる(この事項は、SDGsのターゲット8.3「生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性、及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する」に結び付く)ことを明示したものと解することができよう。

7月に発出された「ESG金融大国を目指して」という副題を記した提言文書では、「パリ協定とSDGsが目指す脱炭素社会、持続可能な社会に向けた戦略的なシフトこそ、わが国の競争力と『新たな成長』の源泉であるとの認識の下、直接金融において先行して加速しつつある

ESG 投資をさらに社会的インパクトの大きいものへと育むとともに、間接金融においても地域金融機関と地方自治体等の協働と、グローバルな潮流を踏まえた金融機関の対応により ESG 融資を実現する必要があることを確認した。そのために、自らが各々の役割を果たすと同時に、国も必要な施策を講ずるよう提言する」との前文が掲げられた。

本文では、「ヒト・モノ・カネが集まりやすい金融業界が、SDGs や ESG 金融の普及、ひいては持続可能性と経済成長の両立に果たす役割は大きい」と書かれているように、金融機関、とりわけ間接金融の担い手への期待が改めて確認されたものと解することができよう。

わが国銀行界の受け止め方

全国銀行協会が、会員銀行に尋ねた「SDGs/ESG に関するアンケート調査」でも、その回答（118行）では、「SDGs/ESG に関する取組を行っていますか」に対して、全体の66%が「行っている」もしくは「現時点で行っていないが、行う予定がある」と回答しており、政策当局の銀行界への期待に、自発的かつ積極的に対応していこうとする機運が見て取れる。

そもそもわが国では、銀行各行がその公共性を認識し、従来から寄付や職員によるボランティア活動などの社会貢献活動に継続的に取り組んできた。また、15年ほど前からは、組織の決定および活動が社会および環境に及ぼす影響に対して、透明かつ倫理的な行動を通じて組織が担う責任という脈絡で「企業の社会的責任（CSR）」をより強く意識して、さまざまな方針策定、施策の拡充を進め、成果の達成に努力してきた。地球や社会の健全性が失われる状況に対して、企業が無頓着であることは得策でないという考えを起点にして、企業を主語に社会との関係に関する「規範」を論じたのが「企業の社会的責任（CSR）」であり、投資家、運用機関を主語として、個社の CSR を分析・評価する際の着眼点を論じたのが「環境・社会・ガバナンス（ESG）」であり、世の中を主語にして2030年の望まれる状況と必要施策を論じたのが「持続可能な開発目標（SDGs）」だと整理できる。言い換えれば、これらは同じ方向線（ベクトル）上にある用語であり、本質を異にするものではない。つまり、全く別の新たな取組みを要請するものではないのである。

全国銀行協会の「SDGs/ESG に関するアンケート調査」でも、些細なことに拘るとすれば、設問は「SDGs

への達成貢献や ESG 投資への対応を特段に意識した取組を行っていますか」としたほうが正確だったであろう。ただ、他方で「CSR の観点の取組みに留まっており、SDGs/ESG は今後の取り組むべき課題と認識している」という自由回答が見られるように、CSR と SDGs/ESG が同じ方向線（ベクトル）上にある用語だとしても、後者は一段高いハードルを超えるものだという感覚が、的を射ている側面もある。17の目標と169ターゲットからなるSDGsを包含する国連の文書は「持続可能な開発のための2030アジェンダ」というタイトルが記されているが、その表題は「我々の世界を変革する（Transforming our world）」となっている。そして、「直面する課題」というパラグラフには、「我々は、持続可能な開発に対する大きな課題に直面している」と明記している。

Transforming というのは、A から B へかたちが変わることであって、部分的な変化ではない。「これまでのやり方をすっかり変える必要がある」ということを謳っている。こうした文脈から考えれば、「SDGs への達成貢献や ESG 投資への対応を特段に意識した取組」とは、組織の決定および活動が社会および環境に及ぼす影響が甚大であるところで、今までのやり方を改めるという性格を有するものを目指すべきだということになる。これを銀行に当てはめるなら、どういうことになるであろうか。

米国の SASB からの示唆

米国にサステナブル会計基準審議会（SASB）という非営利団体がある。この団体では、証券取引委員会に提出する財務報告書に自社が抱える非財務要因の影響度を開示する際に活用できる手引きを作成しようと、これまで熱心に活動を行ってきた。2018年11月7日、民間主導のガイダンスとして、11産業77業種の環境・社会の非財務情報開示基準が正式に公表された。

ここで、「商業銀行」業種の情報開示基準は、大変興味深い。そこで示された開示分野は①データ・セキュリティ、②金融包摂（Financial Inclusion）・キャパシティビルディング、③信用分析への ESG 要因の統合、④企業倫理、⑤システミックリスク・マネジメントの5つだ。意外だと思われるかもしれないが、銀行の事業活動に伴う二酸化炭素排出のような環境負荷は、推奨される開示項目にはなっていない。これは、製造業等に比べて、銀行など金融業自体は事業活動で排出される温室効果ガス（GHG）や環境負荷等が少ないためである。

他方で、注目すべきは③信用分析へのESG要因の統合であろう。銀行は、投融資を通じて資金を調達する企業等が地球や社会の健全性が失われる状況を作り出すことに加担することもあれば、健全性が失われる状況を少しでも食い止める努力を後押しすることもできる。社会および環境に及ぼす影響が最も甚大だと判断された一つがこの部分ということである。要するに「どこに貸すのか、貸さないのかを、SDGsへの達成貢献やESGの観点から判断しているか否か」が本質だといえるのである。これは、まさに銀行にとって「今までのやり方を改める」ことにほかならない。

金融安定理事会（FSB）の問題意識

SASBの作成した「商業銀行」業種の情報開示基準には、「金融機関は融資エクスポージャーのポートフォリオで将来のESG動向の変化によって生じるリスクプロファイル、シナリオ分析もしくはモデルを使って記述せよ」とする指摘がなされている。これは、金融安定理事会（FSB）の気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）報告にあるシナリオ分析の考え方と通底している。

TCFDは、気候変動のさまざまな影響が、金融システムの安定性を揺るがしかねないという問題意識をもとに、2015年12月に金融安定理事会によって設立された。2017年6月には、①気候変動のリスクと機会に係る当該組織のガバナンスを開示する、②気候変動のリスクと機会がもたらす当該組織の事業、戦略、財務計画への現在および潜在的な影響を開示する、③気候変動リスクについて、当該組織がどのように識別、評価、管理しているかを開示する、④気候変動のリスクと機会を評価および管理する際に用いられる指標と目標について開示する等を内容とする提言を公表している。

2018年9月18日には、TCFDが「2018年版現況報告書」を公表した。ここでは、世界の1,750社の公表資料をAIを用いて内容を確認、さらに200社の企業については目視で内容を確認した結果、「指標・目標の開示では事業会社が先行しており、統合リスク管理への包含に関する開示では金融セクターが先行している」ことが分かったという。

海外の銀行が、TCFD報告書の発行で先行している背景には、国連環境計画（UNEP）金融イニシアティブの果たした役割が大きい。同イニシアティブでは、2017年7月にTCFDの提言に沿って気候関連のリスクと機会を評価し、情報開示できるようにすることを狙いに、パ

イロットプロジェクトを組成し検討を続けてきた。2018年4月24日には世界の銀行間で調和のとれたアプローチが採用されるよう、銀行向けのガイダンス文書を共同で発行した。パイロットプロジェクトには、海外の16の銀行が参加したが、順次、それらの個別行もTCFD報告書の発行に漕ぎつけている。

欧州連合の「持続可能性のための金融」に関する制度化

2018年の海外におけるSDGsをめぐる金融界の動向として見逃せないのは、欧州連合の「持続可能性のための金融」に関する制度化の動きであろう。海外では、SDGsへの達成貢献やESG投資への対応を特段に意識した金融活動を指して「持続可能性のための金融（Sustainable Finance）」と呼ぶことが多い。

2015年9月、欧州連合では金融システム安定化のための資本市場強化に向けた戦略で、長期的投資および持続可能な投資を柱の一つに据えることを決定した。これを受け、資本市場改革促進のための政策文書において、専門家会合の設置が公表されたのだった。2016年12月に欧州委員会に「持続可能性のための金融に関するハイレベル専門家会議」が設置され、その議論の結論として2018年1月31日に最終答申が公表された。

答申の中味は、①EU内共通サステナビリティ・タクソノミー（分類手法）の確立、②投資時間軸の拡大とESG要素の統合を投資家責任として明確化、③開示ルールの改正（特に、非財務報告指令とTCFDの整合化）、④個人向けの持続可能な金融戦略（投資アドバイス、エコラベル、SRI）の促進、⑤持続可能な金融の公式基準・ラベルの策定・導入（グリーンボンドなど）、⑥専門機関の設置による持続可能なインフラプロジェクトの開発・支援、⑦金融機関や金融監督庁のガバナンスへサステナビリティの視点を統合、⑧欧州監督当局（ESAs）におけるリスクモニタリングの時間軸拡大など広範なものに及んでいる。

これを受けた欧州委員会は、3月にはすぐさま「持続可能な金融アクションプラン」を採択、「持続可能性のための金融」に関する制度化の方向を明確に打ち出した。そして、5月には法案パッケージの公表に至った。この内容のうち、銀行にとりわけ関連が深いのは、「持続可能な投資促進の枠組確立に係る規則案」である。これは専門家会議の答申のうち①EU内共通サステナビリティ・タクソノミー（分類手法）の確立に対応しており、「持続可能性に貢献する取り組みとは何か」を定義すると

いうものだ。仮に、こうしたタクソノミーが完成したとすれば、あらゆる金融活動が「持続可能性」にとって善か悪かに分類可能になることを意味する。法案パッケージにおいては、「投資促進の枠組」となっているが、枠組が一旦、確立すれば、それは融資においても「持続可能性に貢献するか否か」の判断に容易に用いられるものになるだろう。

このタクソノミーについては、原案の第一弾が2018年12月7日に公表され、パブリックコメントの手続きも終わっている。原案第一弾で示されたのは、農林水産、製造、電気・ガス、輸送、建設・不動産の5つの業種で、①気候変動の緩和、②気候変動への適応、③水と海洋資源の持続可能な利用と保護、④循環型経済への移行、廃棄抑制、リサイクル、⑤公害防止管理、⑥健全な生態系の保護という観点から、「持続可能性に貢献する経済活動」を特定している。今後、こうした経済活動を担うプロジェクトや企業に投融資を行うことが望ましいとの誘導が図られていくと考えられる。

気候変動問題と金融監督

欧州委員会の「持続可能性のための金融に関するハイレベル専門家会議」最終答申の中味として、もう一つ目を引いたのは「自己資本比率等を規定するバーゼルⅢ適用の際に持続可能性への取組みを踏まえて各銀行の均整に配慮すること」という箇所だった。回りくどい言い方になっているが、要は、銀行に要求される自己資本規制のハードルを「持続可能性に貢献する融資」の取組み度合いによって調節すべきだとする提言である。

この答申部分には、「現実的でない」として冷めた反応も多いと聞く。バーゼルⅢの枠組みはすでにスタートしており、追加の注文を求めて「バーゼルⅣ」を目指すとしても、合意までには10年近い歳月が予想される。欧州委員会だけが、バーゼルⅢの運用で、EU独自のアプローチを銀行に求めるのは困難だということだ。ただし、海外では、こうした従来の銀行界の常識を覆すようなアイデアが生まれているということに留意したい。

類似の考え方としては、中国の事例がある。2017年、マクロブルーテンス評価システム（MPA）に「環境問題の解決に貢献する融資の取組み度合い」が反映されるようになった。MPAでは、四半期ごとのバランスシートの状態や貸出政策の実施状況等をもとに、各銀行に評価を付与し、点数が低いほど資本の健全性が低いとして、中央銀行である中国人民銀行から高い預金準備率が課さ

れる。自己資本比率、オフバランス貸付、不良債権比率などが評価の構成要素だが、そこに省エネや二酸化炭素排出削減を実現するプロジェクトへの融資額が加えられた。中国ではすでに各銀行の気候変動に関する融資姿勢が監督管理体制に組み込まれているのである。

2018年10月15日、英国のイングランド銀行（BOE）傘下で金融機関の健全性をチェックする「健全性規制機構（Prudential Regulation Authority：PRA）」が、銀行と保険会社に気候変動対応のリスク情報開示を求めるガイドライン案を公表し、意見聴取を開始した。気候変動による金融リスクを経営課題として位置付けるよう求め、役員会レベルでの関与と責任体制を明確化すべきことを盛り込んでいる。また同日、「金融行動監視機関（Financial Conduct Authority：FCA）」は、「気候変動と問題解決に貢献する金融」とするタイトルで、金融監督上の課題をまとめた論点ペーパーをまとめ、金融機関、企業、消費者、学者、NGOらを対象に意見公募に乗り出している。このように気候変動に対する銀行の姿勢が金融監督上の焦点となる傾向は、今後も継続していくだろう。

結びとして

2018年、わが国銀行界においても、SDGsへの達成貢献やESG投資への対応を特段に意識した取組みを、自発的かつ積極的に進めていこうとする機運の高まりがあった。ただ、一方で目を海外に転じると、銀行が「どこに貸すのか、貸さないのかを、SDGsへの達成貢献やESGの観点から判断する」ことへの期待が格段に大きく、そうした期待に先進的に応えていこうとする銀行が出現している状況もある。また、海外では「持続可能性のための金融」を制度化しようとする動きや、気候変動に対する銀行の姿勢が金融監督上の焦点となる傾向も出てきている。

こうした動きが国や地域によってバラバラだと非効率な事態を生じさせると、国際標準化機構（ISO）は、2018年9月、「持続可能性のための金融」をカバーする専門委員会（TC322）の設置を決めた。事務局は英国規格協会が担当し、2019年3月から検討が開始される。

ややもすれば、国内と海外の認識や取組みの水準に、より大きなギャップが生じる懸念もある。わが国における各銀行の「できることから自発的に」という姿勢を尊重しつつ、少なくとも海外や国際的な動向に感度を高くしておくべきことを強調したい。

